

第三十三回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第 四 号

昭和三十四年十一月十八日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事大坪 保雄君 理事田中 正巳君

理事八田 貞義君 理事藤本 捨助君

理事小林 進君 理事五島 虎雄君

理事滝井 義高君 理事堤 ツルヨ君

池田 清志君 大橋 武夫君

龜山 孝一君 藏内 修治君

齋藤 邦吉君 田邊 國男君

柳谷清三郎君 山下 春江君

伊藤よし子君 大原 亨君

河野 正君 多賀谷眞徳君

中村 英男君 八木 一男君

今村 等君

出席国務大臣

厚生 大臣 渡邊 良夫君

労働 大臣 松野 頼三君

出席政府委員

厚生事務官 森本 潔君

厚生事務官 (大臣官房長) 太宰 博邦君

通商産業事務官 樋詰 誠明君

労働事務官 (石炭局長) 龜井 光君

労働事務官 (労働局長) 龜井 光君

労働事務官 (職業安定局長) 百田 正弘君

委員外の出席者

厚生事務官 牛丸 義留君

大臣官房審議官 館林 宣夫君

厚生技官 館林 宣夫君

長(保険局医療課) 館林 宣夫君

専門員 川井 章知君

十一月十四日

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(大原亨君外十三名提出、衆法第一四号)

炭鉱離職者臨時措置法案(内閣提出第三一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

炭鉱離職者臨時措置法案(内閣提出第三一号)

厚生関係の基本施策に関する件

社会保険診療報酬点数表の一本化に関する件

○永山委員長 これより会議を開きます。

去る十四日付託になりました炭鉱離職者臨時措置法案を議題といたし、審議を進めます。

炭鉱離職者臨時措置法案

炭鉱離職者臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 職業紹介等(第三条・第六条)

第三章 炭鉱離職者援護会

第一節 総則(第七条・第十二条)

第二節 役員及び職員(第十三条・第二十二條)

第三節 業務(第二十三條・第二十五條)

第四節 財務及び会計(第二十六條・第三十五條)

第五節 監督(第三十六條・第三十七條)

第六節 補則(第三十八條・第三十九條)

第四章 雑則(第四十條・第四十九條)

第五章 罰則(第四十五條・第四十九條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、炭鉱離職者が一定の地域において多数発生している現状にかんがみ、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び職業訓練の実施、再就職に関する援護その他の措置を講ずることにより、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「炭鉱労働者」とは、石炭の掘採又はこれに附属する選炭その他の作業に従事する労働者をいう。

2 この法律で「炭鉱離職者」とは、離職した炭鉱労働者であつて、現に失業しているか、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

3 この法律で「鉱業権者」とは、石炭を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者をいう。

第二章 職業紹介等

(職業紹介)

第三条 労働大臣は、多数の炭鉱離職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの炭鉱離職者がその地域においては職業に就くことが困難であると認める場合には、炭鉱離職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(炭鉱離職者緊急就労対策事業)

第四条 労働大臣は、前条の措置によつてもなお職業に就くことができない炭鉱離職者に対して暫定的に就労する機会を与えることを目的として、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成するものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聞くものとする。

3 地方公共団体又はその長が第一項の計画に基づいて実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業に要する費用については、国は、当該事業に要する費用についての国の負担又は補助に関する他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、労働大臣が大臣と協議して定める算定基準に従い、その五分の四を補助するものとする。

4 第一項の計画に基づいて実施する炭鉱離職者緊急就労対策事業においては、公共職業安定所の紹介により、労働大臣が同項の計画で定める炭鉱離職者の数以上の炭鉱離職者を使用しなければならぬ。

(職業訓練)

第五条 労働大臣は、炭鉱離職者が炭鉱労働者以外の職業に就くことを容易にするため、必要な職業訓練の実施に関し特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る一般職業訓練所における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第三十四条第一項の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができ。

(炭鉱離職者の優先雇用)

第六条 鉱業権者は、炭鉱労働者の雇入れについては、炭鉱離職者を雇入れようとする場合には、炭鉱離職者のみを採用しなければならない。

2 鉱業権者は、炭鉱労働者を募集する場合に、公共職業安定所に求人申込をしなければならない。ただし、炭鉱離職者のみを雇入れようとする場合は、この限りでない。

第三章 炭鉱離職者援護会

第一節 総則

(目的)

第七条 炭鉱離職者援護会は、炭鉱離職者に対して再就職及び生活の安定に関する援護を行うことを目的とする。

(法人格)

第八条 炭鉱離職者援護会(以下「援護会」という。)は、法人とする。

(事務所)

第九条 援護会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 援護会は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第十条 援護会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)

第十一条 援護会でない者は、炭鉱離職者援護会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十二条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、援護会について準用する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第十三条 援護会には、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十四条 理事長は、援護会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して援護会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、援護会の業務を監査する。

(役員の仕事及び任期)

第十五条 理事長及び監事は、労働大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の仕事は、三年とする。

4 役員は、再任されることができ、

(役員の仕事)

第十六条 国會議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の仕事)

第十七条 労働大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該

当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないことを認めるときは、その役員を解任することができ、

一 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員の仕事)

第十八条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十九条 援護会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合、監事が援護会を代表する。

(代理人の仕事)

第二十条 理事長は、理事又は援護会の職員のうちから、援護会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十一条 援護会の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十二条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第二十三条 援護会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域からその他の地域に移住する炭鉱離職者に対して移住資金を支給すること。

二 職業訓練を受ける炭鉱離職者に対して手当を支給すること。

三 職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設を設置すること。

四 炭鉱離職者を雇い入れる事業主に対して労働者用の宿舍を貸与すること。

五 炭鉱離職者に対して、再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行うこと。

六 求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し炭鉱離職者に協力すること。

七 独立して事業を行おうとする炭鉱離職者に対して生業資金の借入のあっせんを行うこと。

八 炭鉱離職者に対して生活の指導を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、第七条の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

2 前項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務は、次の各号に該当する炭鉱離職者に対して行うものとする。

一 当該離職者がその者の責に帰すべき重大な事由又はその者の都合によるものでないこと。

二 当該離職の日が昭和三十年九月一日以降の日であること。

三 昭和二十九年九月一日以降において一年以上引き続き炭鉱労働者として雇用された経歴を有すること。

四 この法律の施行後において新たに安定した職業に就いたことのないこと。

五 この法律の施行の際現に炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住している地域に住所を有すること。

3 援護会は、第一項第十号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の運営)

第二十四条 援護会は、炭鉱離職者の発生の状態その他の雇用状況を考慮して、援護の必要の大きい地域について重点的に業務を行うものとする。

2 援護会の業務は、前項の規定によるほか、炭鉱労働者としての経歴、離職の原因、離職後の生活の状態その他の事情を考慮して行うものとする。

(業務方法書)

第二十五条 援護会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受け

なければならぬ。これを変更し
ようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき
事項は、次のとおりとする。

一 移住資金の支給基準及び支給
方法

二 職業訓練を受ける炭鉱離職者
に対する手当の支給基準及び支
給方法

三 職業訓練を受ける炭鉱離職者
の宿泊施設の運営方法

四 労働者用の宿舍の貸与条件
五 その他通商産業省令、労働省
令で定める事項

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 援護会の事業年度は、
毎年四月一日に始まり、翌年三月
三十一日に終る。

(予算の認可)

第二十七条 援護会は、毎事業年
度、予算及び事業計画を作成し、
事業年度開始前に労働大臣及び通
商産業大臣の認可を受けなければ
ならない。これを変更しようとし
るときも、同様とする。

(決算)

第二十八条 援護会は、毎事業年度
の決算を翌年度の七月三十一日ま
でに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十九条 援護会は、毎事業年
度、財産目録、貸借対照表及び損
益計算書(以下「財務諸表」とい
う。)を作成し、決算完結後二月以
内に労働大臣及び通商産業大臣に
提出し、その承認を受けなければ
ならない。

2 援護会は、前項の規定により財
務諸表を労働大臣及び通商産業大
臣に提出するときは、予算の区分
に従い作成した当該事業年度の決
算報告書及び財務諸表及び決算報
告書に関する監事の意見書を添付
しなければならない。

(短期借入金)

第三十条 援護会は、労働大臣及
び通商産業大臣の認可を受けて、
短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金
は、当該事業年度内に償還しなけ
ればならない。ただし、資金の不
足のため償還することができない
金額に限り、労働大臣及び通商産
業大臣の認可を受けて、これを借
り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り
換えた短期借入金は、一年以内に
償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十一条 援護会は、業務上の余
裕金については、銀行その他労働
大臣及び通商産業大臣の指定する
金融機関への預金又は郵便貯金に
するほか、これを他に運用しては
ならない。

(財産の処分の制限)

第三十二条 援護会は、通商産業省
令、労働省令で定める重要な財産
を譲渡し、交換し、又は担保に供
しようとするときは、労働大臣及
び通商産業大臣の認可を受けなけ
ればならない。

(補助金)

第三十三条 国は、予算の範囲内に
おいて、援護会に対し、その業務

に要する費用の一部を補助するこ
とができる。

(援護会の費用)

第三十四条 援護会は、前条の規定
による国の補助金及び石炭鉱業合
理化臨時措置法(昭和三十年法律
第百五十六号)第三十六条の二の
規定による交付金のほか、寄附金
その他の収入をもつてその業務に
必要な費用に充てる。

(省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するも
ののほか、援護会の財務及び会計
に関し必要な事項は、通商産業省
令、労働省令で定める。

第五節 監督

第三十六条 援護会は、労働大臣及
び通商産業大臣が監督する。

2 労働大臣及び通商産業大臣は、
この法律を施行するため必要があ
ると認めるときは、援護会に対し
て、その業務に関し、監督上必要
な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十七条 労働大臣及び通商産業
大臣は、この法律を施行するため
必要があると認めるときは、援護
会に対してその業務及び資産の状
況に関し報告をさせ、又はその職
員に援護会の事務所に立ち入り、
業務の状況若しくは帳簿、書類そ
の他の物件を検査させることがで
きる。

2 前項の規定による立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係者に提示しなければ
ならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解釈してはならない。

第六節 補則

(解散)

第三十八条 援護会の解散について
は、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十九条 労働大臣及び通商産業
大臣は、次の場合には、大蔵大臣
と協議しなければならない。

一 第二十三条第三項、第二十五
条第一項、第二十七条、第二十
八条第一項若しくは第二項ただし
書又は第三十二条の認可をしよ
うとするとき。

二 第二十五条第二項第五号、第
三十二条又は第三十五条の通商
産業省令、労働省令を定めよう
とするとき。

三 第二十九条第一項の承認をし
ようとするとき。

第四章 雑則

(鉱業権者の報告)

第四十条 鉱業権者は、労働省令で
定めるところにより、公共職業安
定所長に対して、定期的に、炭鉱勞
働者の雇用の状況を報告しなけれ
ばならない。

(連絡及び協力)

第四十一条 公共職業安定所及び援
護会は、炭鉱離職者の再就職を促
進し、その他この法律の目的を達
成するため、相互に、密接に連絡
し、及び協力しなければならない。

(共済組合の組合員期間の特例)
第四十二条 援護会の設立の際現に
国家公務員共済組合法(昭和三十

三年法律第二百二十八号)第三条の
国家公務員共済組合(以下「組合」
という。)の組合員(同法の長期給
付に関する規定の適用を受けない
者、同法第二百二十五条の規定の適
用を受ける者及びその退職により
同法による退職年金を受けること
ができる者を除く。以下「組合員」
という。)である者が退職し、引き
続き援護会の役員又は職員となつ
た場合において、その者が、その
なつた日から六十日以内に、政令
で定めるところにより、援護会の
役員又は職員としての在職期間
を、これに引き続き再び組合員の
資格を取得したとき(以下「復帰し
たとき」という。)の同法第三十八
条の規定による組合員期間の計算
上組合員期間とみなされることを
希望する旨をその組合に申し出た
ときは、当該退職(以下「転出」と
いう。)に関しては、同法の長期給
付は、行わない。ただし、その申
出をした者(以下「復帰希望組合
員」という。)が引き続き援護会の
役員又は職員として在職しなくな
つたとき(引き続き復帰したとき
を除く。)は、当該長期給付を行
う。

2 復帰希望組合員が転出した後引
き続き援護会の役員又は職員とし
て在職し、引き続き復帰したとき
は、国家公務員共済組合法の長期
給付に関する規定(第六章の規定
を除く。)の適用については、その
者は、当該援護会の役員又は職員
であつた期間引き続き組合員であ
つたものとみなす。この場合にお
いて、同法第四十二条第二項の規

定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給（組合の運営規則で定める仮定俸給を含む）」とする。

第四十三条 国家公務員共済組合法

第六章（短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。）の規定は、復帰希望組合員及び援護会について準用する。この場合において、同法第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「援護会の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「援護会の負担金」と、第百条第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「援護会」とする。

2 復帰希望組合員が前条第一項ただし書の規定に該当するに至つたときは、その組合又は国家公務員共済組合法第二十一条第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望組合員及び援護会に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

（移住資金等を受ける権利）

第四十四条 移住資金又は第二十三条第一項第二号の手当の支給を受けることとなつた炭鉱離職者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、又は差し押えることができない。

第五章 罰則

第四十五条 第三十七条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは

は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした援護会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第四十条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第四十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした援護会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可または承認を受けなかつたとき。

二 第十条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六条第二項の規定による労働大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第四十九条 第十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（援護会の設立）

第二条 労働大臣及び通商産業大臣は、援護会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、援護会の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣及び通商産業大臣は、設立委員を命じて、援護会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、援護会の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣及び通商産業大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 援護会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第五条 この法律の施行の際現に炭鉱離職者援護会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第十一条の規定は、当該期間

内は、これらの者には適用しない。

（最初の事業年度の特例）

第六条 援護会の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第七条 援護会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七条中「事業年度開始前」とあるのは、「援護会の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の改正）

第八条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本労働協会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を、「日本労働協会法」の下に、「炭鉱離職者臨時措置法」を加える。

第十九条第二十七号ノ二の次に次の一号を加える。

二十七ノ三 炭鉱離職者援護会ガ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の改正）

第九条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ五 炭鉱離職者援護会ガ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第一号乃至第

九号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第十条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。

（法人税法の改正）

第十一条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。

（地方税法の改正）

第十二条 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「南方同胞援護会」の下に、「炭鉱離職者援護会」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十二 炭鉱離職者援護会ガ炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十三年法律第三号）第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十九 炭鉱離職者援護会ガ炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(労働省設置法の改正)

第十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第四十一条の次に次の一号を加える。

四十一の二 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第 号)に基いて、炭鉱離職者緊急就労対策事業に関する計画を作成し、及び炭鉱離職者援護会に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第十條第一項中第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 炭鉱離職者緊急就労対策事業に関すること。
四の四 炭鉱離職者援護会の監督に関すること。

第十條第一項第八号中「及び職業訓練法」を、「職業訓練法及び炭鉱離職者臨時措置法」に改め、同条第二項中「前項第四号に掲げる事務及び」を「前項第四号及び第四号の三に掲げる事務並びに」に改め、同条第三項中「及び同項第八号を」並びに「同項第八号」に改め、「職業訓練法の施行」の下に「及び炭鉱離職者に対する職業訓練を加える。

(地方公務員法の改正)

第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第六号中「及び公共事業」を「若しくは公共事業又は炭鉱離職者緊急就労対策事業に改め、「失業者」の下に「又は炭鉱離職者」を加える。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の改正)

第十五条 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 炭鉱離職者援護会(以下「援護会」という。)に対する交付金の交付
第二十六条第二項に次の一号を加える。

六 援護会に対する交付金の交付の時期及び方法
第三十六条の次に次の一条を加える。

(援護会に対する交付金)

第三十六条の二 事業団は、援護会に対し、その業務に必要な費用に充てるため、政令で定めるところにより、通商産業大臣が定める額の交付金を交付しなければならない。

(廃止)

第十六条 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

理 由

炭鉱離職者が多数発生している現状にかんがみ、それらの職業及び生活の安定に資するため、炭鉱離職者緊急就労対策事業及び必要な職業訓練を実施するとともに、炭鉱離職者援護会を設立して再就職等に関する援助を行わせることとし、その組織、業務、財務その他所要の事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 ますその趣旨の説明を聴取いたします。松野労働大臣。

○松野労働大臣 たゞいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法案につきまして、その提案理由及び内容の大綱を御説明申し上げます。

石炭鉱業におきましては御承知の通り深刻な不況に悩まされておられ、そのために多数の炭鉱労働者が離職している実情にあります。このような事態にかんがみ、政府といたしましては、従来から職業紹介、職業訓練、失業対策諸事業等の対策を推進して参りました。が、さらに総合的かつ有効な離職者対策を確立すべく検討を進めて参りましたところ、このたび成果を得るに至りましたので、ここに、炭鉱離職者臨時措置法案を提出いたし、御審議を仰ぐこととした次第でございます。

次に、その内容について概略御説明申し上げます。本法案は、炭鉱離職者が一定の地域において多数発生している現状にかんがみ、これらの者に特別の措置を講ずることにより、その職業と生活の安定に資することを目的としており、その内容といたしましては、第一に、炭鉱離職者が多数発生している地域においては炭鉱離職者が職業につくことが困難であるという実情にかんがみ、労働大臣がその地域以外の地域においてそれらの者が職業につくことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、かつ、その計画に基づき必要な措置を講ずることとしたことといたしまして、

第二に、離職者の多数発生している地域において、炭鉱離職者緊急就労対策事業を計画実施し、炭鉱離職者に就労の機会を与え、生活の安定をはかることといたしまして、また、この事業につきましましては、高率の国庫補助を行ない、もつて地方財政負担の軽減をはかることといたしまして、

第三に、職業訓練につきましましては、炭鉱離職者の実情に即した特別の措置を講じ、これに對しては、一般の場合よりも高率の国庫補助を行ない、離職者が他の職業に再就労することを円滑ならしめることといたしまして、

第四に、石炭を目的とする鉱業権者が新規に労働者を雇用するにあたりましては、できるだけ炭鉱離職者を雇い入れるようにしなければならぬこととし、公共職業安定所の積極的な職業紹介活動と相俟つて、これら離職者の就職促進をはかることといたしまして、

次に、炭鉱離職者が職業につくことを目的として特別の援護措置を行なうことを目的といたしまして、炭鉱離職者援護会を設立し、移住資金の支給、職業訓練受講者に対する手当の支給、寄宿舎の設置等の援助、炭鉱離職者を雇用する雇用主に対する労働者用宿舍の貸与、就職を容易にするための職業講習の実施、公共職業安定所との連絡その他炭鉱離職者の求職活動に関する協力、生業資金の借入れのあっせん、生活指導その他の業務を行ない、政府の施策に協力して離職者対策に万全を期することといたしまして、

また、この援護会の財源は、政府の補助金及び石炭鉱業整備事業団からの交付金のほか寄附金をもつて充てることとしております。

なお、本法は、その目的にかんがみ、施行後五年以内に廃止することといたしております。

以上簡単でございましたが、この法案提案の理由並びにその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ、御審議の上すみやかに御可決あらんことを切に希望してやまな次第であります。

○永山委員長 以上で御説明は終わりました。なお本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○永山委員長 この際、大坪委員より発言を求められております。これを許します。大坪委員。

○大坪委員 台風被害状況調査のため、社会労働、文教、農林、商工各委員会合同調査団の第五班として派遣されました山梨、長野両県下の状況について御報告いたします。

私どもは社会労働、建設、農林水産、文教、商工の各委員が参加し、十一日から三日間にわたり、被災地をつぶさに視察調査いたしましたのであります。が、両県は去る八月十四日の七号台風によつてすでに未曾有の大災害を受け、さらに十五号によつてきびしい追い打ちをかけられまして、被災者はもう自力では立ち上がれないほど痛めつけられ、その悩みは深刻なものがあつた。

すなわち、山梨県においては、台風七号による被害額三百十億圓、台風十五号はこれに百億圓余の被害を加えております。伊勢湾台風雨量三百五十ミリ、風速三十七メートル、七時間の強襲はよりやく凄まじうた一切の応急工事を一瞬にして水泡に帰せしめたのであります。

長野県においては台風七号に続いて降ひよりの被害、さらに伊勢湾台風

と、わずか一カ月の間に矢つぎばやの襲来は被災者をどん底の窮状に追い込んでしまいました。同県の被害総額は三百五十億円の巨額に達しております。

視察日程を追って申し上げますと、第一日はまず山梨県日下部駅を振り出しに車で県下の被害地を回ったのでありますが、同県に入ってから先に目に映ったものは栗樹の被害のはなはだしさでありました。リンゴの成木が根こそぎ倒され、むざんにも折られ、特産のブドウ園も見るとなく打ちのめされているさまは目をおおるものがありました。県庁、地方事務所、市役所、農協事務所、あるいは被災現場等で報告を聴取し、陳情を受けましたが、陳情者の中には涙を浮かべて救済を訴える、被災農地の政府買い上げを要する農民すらありまして、台風被害に対する政府の適切な措置を要望する声が強く感じられました。また同県では学校関係の受けた被害も多く、小、中、高校等の校舎、三百四十余校が、全半壊、流失等の被害をこうむり、今なお二千人の生徒が分散授業を受ける不便をしのいでいました。韭崎市では釜無川の決壊で流域二百町歩の耕地が全滅したばかりでなく、押し流されてきた一面の土砂と大きい石の荒野と化していました。農民は収穫を失ったばかりでなく、大きな石と砂の山を取り片づけるのにいかにも手を付けるべきか、全く茫然自失という言葉通りの惨状でありました。

第二日は長野県に参り、伊那、飯田、泰阜、塩尻地方の被災地を視察いたしました。長野県も果樹の被害が大きく、その被害総額は十億円余に達し、また全国の生産量の八割を産出したクルミが収穫期を前にして九〇％が折れたり、根こそぎになったりして、全滅に瀕してしまいました。伊勢湾台風は同県では強風の被害が目立ち、この強風は全県下至る所に被害を与えていますが、山間僻地の貧しい農家が農作物とともに住家の被害を受け、県下住宅の被害は全壊二千五百余戸、半壊一万二千余戸に上っております。この日私どもは午前八時より午後八時過ぎまで全行程三百キロ近く砂塵を浴びて被害地を視察しましたが、視察予定に入っていない千代村では私どもの車の通過を待ちかねて被災農家に案内して窮状を訴えるなど、被災者は復旧のためには真剣に取り組んでいると同時に筆舌に尽くせない苦勞が深く察せられました。

第三日は豊科から穂高、松川、大町、須坂等を視察しましたが、松川村では乳川、中房川、高瀬川の堤防がそれぞれ決壊し、芦田川の河床は全面的に上がり、今後の降雨によつては、はなはだ危険な状態に置かれていました。また昔から不毛の土地として顧みられなかつた山麓台地に終戦後入植して、十余年間貧困と戦つてきた外地引き揚げの開拓村五十戸は、両台風によつて壊滅的な被害を受け、残されたものは投入した借財だけという惨たる実情でありました。

以上、両県下の災害についての概況を申し上げましたが、次に社会労働委員会関係の事項について申し上げます。

一、両台風で災害救助法の適用されました市町村は、山梨県では六市、二十五町、十八村、長野県では八市、二十二町、四十一村の多きに及んでおります。

す。また水道施設の被害は両県ともにひどくやられ、ことに簡易水道が大打撃を受けておりました。上水道、簡易水道を含めて長野県では四十市町村、六十四カ所、三千二百萬円余、山梨県では六市二十一町村、百十五カ所、二千五百萬円余に達し、これら被害の復旧には国の助成と融資によらなければ、とうてい復旧は困難であろうと考えられます。

防疫面では、両県とも台風による伝染病の発生は全く見られず、むしろ例年に下回る現象は喜ばしいこととあります。両県の要望事項のおもなるものを申し上げますと、一、災害救助法による応急仮設住宅の設置戸数並びに災害住宅の応急修理に対する特別基準の設定を願ひたい。一、生活保護法の拡大並びに災害による家屋修繕の特別基準を設定されたい。一、災害による同和地区の共同作業所及び下水排水復旧事業については国庫補助を増額されたい。一、被災引揚者の国債買い上げ償還資金を増額されたい。一、世帯更生資金の割当額を増額されたい。一、上下水道、簡易水道及び専用水道の災害復旧についてはワクの拡大及び補助率を四分の三に引き上げられたい。一、罹災市町村の災害清掃事業に対し助成の措置を講じられたい。一、緊急失業対策法に関する特別措置法を制定し、失対事業の補助率を努力費、事務費五分の四、資材費三分の二に引き上げられたい等であります。

二、なお最後に所見を申し上げます。二つの、しかも巨大な台風の莫大な被害の復旧には、政府の救助と強力な援護が必要であることは言を待ちません。

が、特に両県の被害のはなはだしかった果樹の育成は、今後長期間を必要とするため、災害農家に対しては立ち上りの助成と保護等、適切な措置が講ぜらるべきである。また決壊した河川、道路等の復旧工事並びに恒久対策として考慮すべき治山治水については、両県がともに水源地帯であり、山間地層の特質等をも十分研究し、検討を加えて、河川上流に砂防ダム等を設け、台風による河川のはらんを防止すべきである。被災の開拓農家については、特に政府借入れ資金の償還延期あるいは特別助成金等の措置が必要であらう。

以上、第五班の報告を終わります。

○永山委員長 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。発言の通告がありますので、これを許します。八田貞義君。

○八田委員 保険監査の問題について質問いたします。保険監査の問題につきましては、当委員会では三回にわたって質問いたしておるわけでありましたが、その後何ら改善された様子が見えない。そういうような状態のとき、また再び仙台におきまして、監査されたためと思われるような自殺事件が起こつて参りました。こういった問題が相次いで起こるということは、保険監査のあり方について早急に改めていかなければならぬ、こういう重要な段階にきているわけでありまして、その意味におきまして二、三質問して参りますが、今度の仙台の事件は、保険監査に伴う自殺行為というふうに理解できるのでありますが、保険局長よりこ

の問題について説明をしてほしいと思ひます。

○本室政府委員 今度、仙台でまた痛ましい事故が起こつたのでございまして、大へん遺憾に存じます。その内容を全部詳しくところまではまだ調べておりませんが、大体のところはつかんでおりますので、申し上げます。

これは仙台市に開業しておられます神経科と内科の両科目、相沢さんというお医者さんであります。十九床の有床診療所であります。この監査をいたしましたのは、九月の二十六日であります。大体九時ごろから十二時ごろまで、午前中をやつたわけでありまして、これは厚生省と宮城県との共同監査でございまして、私の方からも保健、それから県の保険課長、立ち会ひは市の医師会長と県の医師会の理事が立ち会つておるわけでありまして、大体、監査の内容といたしましては、不正請求の疑いがございまして、これは入院していないものを入院しているとして請求いたしましたのが四件でございまして、一件は健康保険関係でございまして、四カ月間、入院していないものを入院しているとして請求したものがございまして、それからあとは国保の関係が三件ございまして、そのうち六カ月間、入院していないものを請求しておるものが一件、二カ月半ほど請求しておるものが一件、あとは半月ほどのものが一件、こういうふうな長期間にわたつて入院していないものを入院したとして請求したものが四件、これは不正請求でございまして、それから不当の疑いの方は診療録の記載、これが非常に不備であつて、記載していないもの

が相当ある。それからその他不当な診療がございます。そういうようなことが、大体明らかになったのであります。それで、当該お医者さんの弁明書も出ております。それを読みまして、事務員を雇いまして、それに全部そういうことをやらせておるといふところに食い違いがあった。さようなことを、こちらの方でいろいろそのあとのことを考えておりましたが、医療協議会にまだ諮ってない前でありまして、去る十一月十三日に自宅で自殺された、こういう事実でございます。

この点につきましても、なお詳細に調べておる段階ではございしますが、やはりこの痛ましい事故が起きた一番大きな原因は、入院してない者を入院してお医者さんは、そういう関係のことは一切事務員にまかせきりであるというよりなことを申ししておりますが、かりにそれが事実といたしますれば、そういうところにそもその大きな悲劇の原因があった、かように考えておるわけでありまして、この点につきましても、先般の埼玉の加藤さんの事件の場合におきましても、同じようにあの場合には家族の方にまかせきりであったというところにやはり悲劇のもとがあるようにございまして、社会保険診療という時代に入つて参りますれば、やはりその制度が要求いたします最小限の事務は責任を持って取り扱うといふことを考えていたでございせん、と、医者は聴診器だけ持っておればいいのであつて、そういう事務のことは二次的、三次的であるといふような考えであります、こういう大きな悲劇が起ることになるのじやなからう

か。それだけが事件の原因とは申しませんが、それが大きなあれであらうといふことを考えておる次第であります。それで先般の際にも、いろいろこちらで御審議をわすらしたのであります。監査のやり方等につきましても、いろいろ検討もいたしておりました。何と申しましたもたいたいまの監査のやり方は、不正不当の疑いがあるものだけをつかまえてやるというふうな建前になっており、その点がかくく監査といふものを非常に暗くするわけで、監査を受けるという点だけでも、何かそこに悪いことをしたのじやないかというふうな疑いの目をもつて見られるというふうなことに勢いならざるを得ないのであります。そういう点につきましても、前にも申し上げましたように、ちょうど会計検査院のように、この役所が不正があることにらんだから行くのだという点ではなしに、政府関係の各機関を毎年無差別平等に回つていくというふうなやり方の方がいいのじやないかというふうな点も今考えております。

それから第二は、ただいまもちょっと触れましたように、指導の方を強化して参らなければならぬ。先ほどの例でも、私も感じしておりますことは、とにかく事務といふものは不得手でもありませんし、また煩雑なものでもありません。従いまして、とかくなおざりにされがちであります。しかし自由診療の時代と違ひまして社会保険診療になりますれば、やはりその制度が、これだけはぜひお願いしたいといふものは、お医者さんの方でもなおざりにしないで、それだけはやっていただきたい。もちろん御迷惑をかける

度合いを少なくする努力はいたしますけれども、やはり最小限度のものはお願いしなければならぬ。そういうものに対する認識を促すPRといひますか、指導といひますか、こういう点については従来やつておつたつもりであります。ところがこれがおおざりにされておるような感じがいたします。従いまして、この点について個別指導を広く、かつひんぱんに行なつていたといたしますれば、少なくとも埼玉県の事故とか今回の事故は防ぎ得たのではないかと今ふうな感じもいたすわけでございまして、この点につきましても、私も今後力を入れたい。同時にこの前申し上げましたように日本医師会の方におきましても、自分たちの会員でありますから、自分たちもそういう面について従来指導が十分でなかつたことを感ずる、そこで一つ厚生省と相談してこれを強化する方法を講じていくのではないかと今ふうなことで、今話し合つておる段階でございます。

その他にもこまかい点でありますけれども、大きな点としてはこの二点について、できるだけすみやかに検討をし、関係の向きの協力を得ていきたいと思います。相当こつこつと不祥な事故は未然に防止し得るのではなからうか、かような感じを今抱いておるわけでござい

たか、女であつたか男であつたか、職業はどうであつたかといふことは御説明がなかつた。そういうこまかい点については実態をよく調べてみなければ何とも言えないわけですが、ただ問題は、先ほど局長がお話しになつたように、指導に重点を置いていかなければならぬ、こういう発言があつたわけですが、ところが今度の保険監査は指導に重点を置いていなくて、すぐに監査に入つた、こういうふうな考えられる。いわゆる一般で言われるところの網打式の実態調査が主であつた。指導の面についてはほとんど何もやられてい

なかつた。いきなり網打ち式の実態調査に入つて、監査というきびしい方法をとられていて、これが問題であらうと思ふ。もちろん今までの御説明の中にも、監査をしてからだいたつてからの死であるといふお話がございまして、直接監査と自殺とが結びついて、どうかにかつていまいましいお話があつたのですが、結局監査直後よりも処分決定直前といふものが一番医師に對して与える影響が大きい。しかも、もう一つ伺いたいことは、保険監査の内容に對して調べにあつた監査官の態度です。この監査官の態度は、単に調べるだけであつて、処分をどうするかを調べるだけであつて、権限は何もない。保険の監査といふのは、単に調べ

て、それを上司に報告するだけですが、こつこつと保険監査官の態度について局長はどれまで認識されておるか。私は仙台の医師会からも大体の内容は聞いて知つておるわけでありまして、問題は保険監査官の調べ方が非常に特高警察的な峻厳なものであつた、こういうことを言われているので、態

度が非常に問題なのです。単に調べるだけの権限しか持つていない、その調べたことを上司に報告するといふ権限しか持つていない人が、特高警察的な態度で、しかも処分まで立ち入つたような発言をしてゐる。これが非常に問題だらうと思ふ。この点、保険局長は取り調べに當つた係官の態度についてどうのようにならざるを得ないか、これを一つ伺いたい。

○本府政府委員 保険の監査に当たりますものの態度について、できるだけ慎重にやるようには前から私も指導いたしておりました。またそういう面についての御批判が多いわけでありまして、しかしながら今度のケースにつきましても、格別どうということにはございせん。ただ先ほど申し上げましたように、今の監査といふものが不正不当の疑いがあるといふものについてやるよりなことがなつておりますので、そこへ呼び出された人は、どうも自分が悪いことをしてゐる、それを調べられるのだといふような気持ちでゐるものでございまして、こちらの方の態度といふものもとかくそういうふうな感じられることはあり得る、それだけによけい注意してゐるわけでありまして、それが非常に過酷であるといふようなことはあり得ないわけでありまして、何となれば、これには立ち会いをされてゐる方もあり得ないわけでありまして、そういうことはあり得ないわけでありまして、また今度もそういうことはないと思つておられます。しかしこれはそういうことは抜きにいたしまして、極力そういう点については慎重に、相手を恐怖の底に陥れることのないように十分注意し

ているつもりであります。今回の事件は、今そちらからお話ございましたように、約半月の期間がたつております。私はそれが原因であるとは思われませんのであります。やはりほかの方に原因があるのではないか。それは別に原因を他に転嫁するわけではございませんで、御指摘の点は常々前から考えていることでございます。今後もそういう点は十分注意して参りたいと考えております。

○八田委員　保険局長の答弁は了承するのですが、実際にやられている態度は、立会人がいるから保険監査官もそういうような態度はできない、注意が与えられていないというのが正しい。注意が与えられるような雰囲気になされていない。ほとんどどうも一方的に監査というものが進められている。保険局長は、保険監査に伴う医者の自殺というものは二名だけだというお話のようであります。が、医者の側で三名出ている。これは埼玉の加藤さんの前に、川崎でしたか、やはり保険監査に伴う自殺があった。医師側において三名、歯科医の側において三名あるというふうには私は何っておりません。ですから、こういうふうには医療担当者側の歯科医師会と医師会を通じて六名の保険監査に伴うところの自殺者を出しているということ、私はやり方が非常に問題だろうと思っております。これは局長は、私は決してそういうような指導もしておりませんし、実際そういうことがないのだ、正しくやっておるのだ、こう言うのだらうけれども、実際はそうじゃない。こういう六名の犠牲者があったということについて、今まで保険局長はそ

ういうことをお聞きになっておるかどうか、お聞きになっておらなかったら、さっそくお調べ願いたいと思うのです。この点どうですか。

○太宰府委員 それは監査というの
はしょっちゅうやっておるわけござ
いまして、昔からやっておるのですか
ら、その間にきたまこという不祥事
件が起こつて、そういうこともないこ
ともないと思います。しかしながらい
ろそろいつた事故が起こりますにつ

いては、すべてがその監査の監査官の態度なり言動が悪い、そういう理由で片づけることは私はいかがかと思うのであります。ことに最近におきましては十分にそういう点について、世間な

り関係方面からの批判もあり、また省内においても十分注意しておるつもりであります。私はそういうようなものがこれの原因であるということは考えないわけであります。ただしこの監査

に出ましたその場の雰囲気というもの
は、それはあまり愉快な雰囲気では
もちろんあり得ない。そういうような
から、これを受けるような方々が、普
通ならば何も大した問題でないような

ものでも、人によりましては、あるいはそこにいろいろな点を考えて異常に神経をすり方もおられると思うのです。そういうようなことは一がいには言えないと思います。ただしそれはそれ

といたしまして、言動その他については、先ほども申し上げましたように、これはやはり一つの事実を、相手の方が言うことを好まないようなことを伺って明らかにするわけでございますか

ら、その点について決して快い言動でやっておるわけにもいかぬ場合もあるだろうと思います。しかしながらでき

るだけ言動には注意して、かりそめにもそういうことのために相手の方々が必要以上に恐怖心を起こしたりするより、なことがないように、これは今後とも一そう注意して参りたい、かように考えます。

○八田委員 保険局長は、監査のやり方が好ましくない雰囲気で作られていくというような発言があつたのです。が、実際どのようなにやられているか、大臣は監査のやり方があるいは御承知

がないと思うのです。実際監査の対象になった医師は、裁判の被告扱いなんです。これを一つ、一体監査のやり方をどんなような雰囲気ですべておこなうのかを御説明を願いたいと思うのです。

○太宰府政委員 私、実はまだ就任後日が浅うございまして、一度見たいと思つて、まだ見ておらないのです。が、この間も滝井委員から、こんなものだというレクチュアを受けまして、

近いうちにぜひ実地に見てみたいと思います。しかしながら確かにやはり今の監査のやり方が、そういう不当不正と疑うに足る理由があつた場合にやるということをごさいますて、被告人扱

いというよりなことはどうかと思ひますけれども、やはり何かそこに伺つてみてというよりは零困氣、あるいは出てくる方もそういうふうな氣持で出てくるというよりなことから、その場の

零屈氣というものは重苦しいものであろう。それから、やはり一人のお医者さんの、場合によつては身分にも関係するようないことが議論される。従ひまして関係者一同が慎重にやるという意

味から、ついその関係のある者が出てくるといふようなことからして、數も多くなる。やはりそういうことは、受

ける方からいえば、大ぜいの前に一人だけ呼び出されたというような変な心理状態になるかと思えます。しかしこれは場合によりましては、何か別室で、さしでもってゆっくり話してやるということがいいこともあろうと思う

ます。そういう点につきましては私も検討して、それはできるだけ改善して参りたいと思います。

○八田委員 保険局長は監査の現場を一回も見ておられぬという御答弁で、

これだけの事件を起こしておいて、保
険監査のやり方について自分の下僚は
間違いがなかったんだというよりな報
告だけ聞いてやっておられる態度は、
私は非常に問題であらうと思います。

先ほど申しましたように六名の犠牲者を出しているくらいなんですから、これはやはりよく調べて、現場に行つて、一体どんなふうにやられているのだろ、う、くらいなことは常識として当然

あるべき姿なんですよ。それをただ下僚の報告を聞いて、それをうのみにしてそのままにはっておく、これは非常に問題だと思う。一回も見えていないで改善しよう、直そうといつても、どこ

を直すのか、ちっともつかめないはず
です。あなたが現場を見て、そうして
とういうところはいかぬということ
を正しくキャッチされて、それを直す
という意欲がなくて、現場を見ない

で、ただ下僚の報告を聞いて、そしてそのままに経過しておくということでは、善処する、善処すると言っても、進歩が何もないじゃありませんか。これは私は保険局長が滝井委員からレク

チニアを聞いて初めて、重苦しい空気だなどということを印象づけられたという態度では、非常に遺憾と思う。これ

は、実際これだけの犠牲を出して、そのままだにほっておくというふうに言われても仕方がない。やはりこういつた監査要綱といった問題は実態に即してやっつけていかなければならぬ。これだけの犠牲者を出してきているのですか。

ち、早急に改めていかなければならぬ
のですよ。私はここで三回取り上げ
て、いつも善処いたしますということ
で答弁をいたしておりますけれども
も、ちつとも善処の形が見えない。こ

のままでいったならば、また被害者が起こつてくるというよりなことになるので参ります。早急にやつてもらわなければならぬ。

ところで、大臣にお伺いしたいので

ありますが、大臣が就任以來いろいろと医療担当者の間に重大な問題が横たわって、解決のために御努力願っていることはよくわかるのでありますが、しかしほんとうに末端医師会が一番望

んでおることは、監査のあり方に対する批判です。ぜひともこれを直してほしい、こういうことを一番強く叫んでおるわけでありませう。特に社会保険がだんだん進展して参りまして、患者対

医者の関係というものが、全くその人間関係というものが忘れられてしまふ、そういうような機構に置きかえられてきたわけです。たとえば二重指定の問題を取り上げてみましょう。二重

指定というのは、要するに医師と患者との人間関係というものが機関という名前によって寸断される、こういうことになってしまった。たとえば例をあげてみますと、私的医療機関というの

は社会医療の体系において本来自由な立場にあって、地域社会と密着しておいたわけなんです。ところが社会

保険の発達とともに、疾病時のみの関係に法をもつて限局されて参りまし
た。そうして本来の社会医療の姿とい
うものは薄らいできてしまったので
す。さらに二重指定制の実現によりま
して、医師と患者との人間関係とい
うものは社会化の名のもとに抹殺され
た、こういうような状態になってし
まった。前の厚生大臣の坂田さんは、医
師と患者との関係というのは人間関係
でなければならぬということを非常に
強調されている。特に坂田大臣が言わ
れた言葉の中に、ミュンヘンの一医師
が結核患者に一生をささげた。この人
の名前はハンス・カロッサである。医
療というのは最終は人間対人間の関
係というものが一番大切な点だ、こ
ういうことを坂田元大臣は言われてお
ります。そうしていかに医学が進み、保
険医療が普及しても、しよせん医療と
いうものは人間対人間の関係であり、
ここに医療担当者との崇高な使命があ
るのだ、厚生行政はほかに類を見ない
ほど深く広いもので、医療担当者の協
力がなければ厚生行政というものは進
んでいかなないのだ、その根本の中に人間
対人間の関係を説いておられるのであ
ります。私はこれがやはり厚生行政で
一番大切な問題であると思ひます。と
ころが今度の仙台の事件、埼玉の事
件にいたしましても、人間対人間の関
係にいたしましても、人間対人間の関
係というものが機関指定によつてすか
り絶たれてしまったというところに大
きな原因がございます。特に仙台の事
件を見ましても、医療協議会の構成問
題というものについて非常にノイロー
ゼになりました。医療協議会の構成
は、二十四人の中に医療担当者が四名
しかない。これではとても自分の正

しい医療に奉仕した気持というものが
理解されない、これでは処分決定を受
けて糧道を絶たれる、こういうたよう
な非常にショッキングな気持におそわ
れたわけであります。ですから、結局
今度の問題は、二重指定と監査のあり
方、それから医療協議会の問題とい
うものがそこに横たわつておるわけであ
ります。ですからこういう問題を解
決していかなければならぬのでありま
すが、この解決には相当の時間を要し
ます。こういったふうな事件がたくさ
んに起こつたというところは早く改めな
ければならぬ。そのためにこの監査の
あり方について大臣としてできること
は、改善を早急に進めるといふことで
あります。その改善を早急に進めると
いう方法に入られて、それができ
るまでの間、今までのやり方について
は相当に問題もあるのであるから、今
までのやり方の監査を一時中止する、
これくらいの態度まで大臣が出られな
い限りは、下僚はなかなか動いて参り
ません。どうですか、大臣、こうい
つたような犠牲者をたくさん出してお
る場合、この検討は早急を要するもので
ある、ぜひやらなければならぬ、こ
ういふごたんに追い込まれておるので
あります。これをやるためには、今の
局長の答弁によりますと、やはり現場
というものを認める認識が非常に少な
い。善処するといつてもなかなかでき
ない状態があります。ですからこれだ
けの犠牲者をむだな死にさせないため
にも、大臣といたしまして、今までの
監査のあり方についてはまことに遺憾
な点がある、従つて改善ができるまで
の間監査を一時中止するといふような

お考えがあるかどうか、一つお尋ねい
たします。
○渡邊国務大臣 このたびの宮城県下
におきますところの自殺事件につきま
しては、まことに衷心から遺憾に思つ
ております。これが監査制度によるこ
ころの、いわゆる従来の非常な弾圧
的、取り締まり的な態度が、こういう
ような原因を来したといふことにつ
きましては、私も社会福祉国家に
おけるところの医療従事者につきまし
て、厚生省はやはりできるだけ親切、
懇切、しかも監査する人は取り調べと
いったような態度ではなくして、懇談
するといふような態度で進ませなけれ
ばならない、かように考えているわけ
でございます。監査方式につきましては
先般来からすでに、この前の委員会
におきまして私も私ども並びに事務当局
が申しましたように、できるだけすみ
やかにこれを検討いたさなければなら
ぬ。しかし末端に對しては、現在い
ろいろ疑惑をこうむつておるような
人々に對しては、事情を聞くところ
ろの監査官といふものが、いわゆる取
り調べの態度に陥られるような雰囲気
がそこにかかりかまされるものではな
いからうか、かように考えられるわけ
でございます。こういう点につきまして
も、十分に何らか具体的に指導いたし
たいと思つております。すみやかにそ
のような態度に出たい、かように思つ
ております。
○八田委員 すみやかにという言葉を
をお使われになりましたが、ほんとう
に早急にやらなければならぬ問題なん
です。じんぜん日を過ぎて、ただ善
処されるというふうなことではとても
解決できません。すみやかにというの

が、どれくらいに考えているのか知り
ませんが、もう今月中くらいに大臣の
意思を出されて、そして監査というも
のは指導が主なんですから、局長頭
をかき上げられておられますが、社会保
険医療担当者監査要綱には、「方針」とし
て、「監査を行うに當つては、医療担当者
の指導に留意すること。」こういうこと
になっておる。ですから監査といふも
のは指導が基本です。ところが監査の
前に指導をやつていかなければならぬ
ことになっておられます、社会保険医療
担当者が指導大綱といふものがある。と
ころがこの指導大綱といふものはほと
んど守られていない、これが問題であ
ります。しかも指導大綱といふものが
昭和三十三年七月四日、保発第六二号
として、保険局長通牒によつて出され
ておりますが、この際に厚生省と日本
医師会、日本歯科医師会の申し合せが
あります。申し合せを讀ましていただ
きますと、一、としまして、「指導を
行つに當つては、知事は医師会、歯科
医師会側と協議して計画を樹て、個別
指導に際しては、両者相協力して行
う。医師会、歯科医師会は右の指導に
積極的に協力するものとする。」二、と
して、「指導の際発見せられた不当事
項については、直ちにこれを監査の対
象とする」と、指導によつてその
改善を求めるものとする。但し、指導
を行つても改善が行われない場合は爾
後において適切な措置を講ずるものと
する。三、こういふ申し合せがある。と
ころがこの申し合せは一つも行われて
ない。大臣はすみやかにという言葉を
で答弁されましたが、これはほんとう
に今月中にでもできることなんです
大臣のお考え一つでできることなんです

す。医療協議会の問題とかあるいは医
療制度調査会の問題等は、相当時間を
かけて、互いに協議して話し合ひを進
めていかなければならぬ問題でござい
ますが、この監査の問題については、
大臣一人でもつておでになる事項な
んです。しかも保険局長以下の方々
が、現場の監査をやつておる姿を實際
につかんでいないといふところに問題
があるのですから、これは大臣からす
みやかにというお言葉をいただいたの
ですが、それを私は今月中にというよ
うに理解いたしました。ぜひとも今月
中にはつきりとした監査のあり方につ
いて、民主的に、しかも末端医師会が
要望するような方向に向かつて、早急
に改めて下さるようお願いいたしま
す。大臣、もう一つ御答弁をお願いし
たいと思ひます。
○渡邊国務大臣 さような指導大綱と
いふものがあります以上は、それを再
度徹底させるように、末端まで何らか
措置を講ずることといたします。
○太宰政府委員 ただいまお読みにな
りました医師会、歯科医師会との申し
合せ事項は、これは指導大綱につい
ての申し合せでございします。御承知
の通り昔は指導監査といふふうな一本
の要綱になっておりました。それが重
点が指導にあるのか監査にあるのかあ
いまいでございまして、そこで片方は監
査要綱、それから片方は指導大綱とい
うふうに二つに分けまして、監査要綱
の方は監査が主体である、しかしその
精神は指導の精神でいけ、こういうこ
とになっております。指導大綱は監査
に至らないものにつきましてやるわけ
であります。そこで指導の際に発見さ
れた不当事項については、ただ監査の

対象にするばかりでなくて指導でいけ、すでに不正というものはつきりした場合にはどうしても監査でやらなければならぬ、こういうことではあります。その点は御承知かと思えますが、申し上げておきます。

それから、先般来言ったにかかわらず善処の形がない、善処したような形跡が見えないというお話でありましたが、これはとんでもない間違いでございします。私はその点について何らか改善いたしたいということで、関係の団体とすでに話し合っているということ

をこの間申し上げているわけでありま

す。(八田委員「非公式じゃないか」と呼ぶ)非公式であらうが何であらうが、申し上げたはずであります。やはり私も勝手にやるということにつきましても、そういう関係者団体と円滑に運営していくためによく話し合

し、向うもまた、自分たちも従来どうも指導が足りなかったことを痛感する——前の埼玉事件などもそうであり

ます。ですからその点についてなお厚生省とよく協議して指導に力を入れていきたい、こういうことで、われわれも、それは大へんけっこうなことだ、そこまではあなたの方で考えたいだくなら、むしろ何とかがしてこういう事故を防ぎたいんだ、だから指導に力を入れていきましようということ、そのやり方について相談しているわけでありま

す。その真意もお伝えいたしまして、厚生省と協力してやるように、一つ御協力を賜りたい。先ほど申し上げましたように、監査をやる場合に不正不当の疑いがあるものをやるということになりますと、最初から監査というものが何か暗いものになりまして、私どもも非常に不本意でございします。これは一つ関係団体とも話し合つて、そういうことがないような雰囲気で作ること

に改めたいと思っております。こちらからお願ひ申し上げますが、どうか御協力をいたしたいと思います。

○八田委員 医療担当者で話し合ったということであるが、一体非公式に何回話し合いを持たれたのか、その後一いついつ持たれて、どのくらい進みましたか。善処の形がないと言ったことに対して、善処しておりますと言

つて、一体どういふ結果が出たのですか。その結果を一つ聞きましょう。

○太宰府委員 ただいままですでに三回話し合っております。非公式なあれでございします。今回申し上げる段階でもございせんが、非常に両方とも協力的に話をしておりますので、早急に結論を得て、また皆様方の御批判を仰ぐことにいたしたいと思つております。

○八田委員 非公式にやったから発表の段階でないと語りけれども、善処したということは、たつた三回やっただけで善処なんですか。何も改善の効果は見られていないのじゃないですか。その点はどうなんですか。一体だれとだれが会つたのですか。

○太宰府委員 別に秘密のあれでもありませんけれども、こういう席で申し上げることはいいかかと思ひます。話し合いをいたしたいと思ひます。善処の効果が上がったとは私どもは申し上げませんが、今善処しておりますというだけは申させていたきたいと思ひます。

○八田委員 あなたは、善処の方向に向かつておるといふだけのことでありま

す。結果はちつとも上がつていないではありませんか。一体いつといつ三回やつておりますか、一体だれとだれが話し合いをしておりますか。

○太宰府委員 そういふことは御了承いたしたいと思います。

○八田委員 しかし今のあなたの態度は一体何ですか。これだけの問題が起つておるときに、自分の方の全権をな

に上げて、こちらの方が大臣との間で話をしておることに對して、さばからちよこちよこ言ひ態度はどうですか。大臣は政界の代表ですよ。国会議員として、こういつた保険監査といふものが今まで多数の人に精神的ショックを与え、しかも犠牲者を齒科医師会もまぜて六名も出しておるといふに至つて、あなた方はもう簡単に折れるべきです。さつそくやれ、これは大臣が言へばできますよ。あなた方はできないと言つたつて、大臣が命令したらやつてもらわなければならぬ。そうして三回会いましたというけれども、三回で一体善処の方向にどんな成果があつたかといふことについてはこ

とで御説明できません。それでは私は質問できませんよ。あなた方の誠意というものを疑ふようになって参ります。これだけの事件があつて、あなた方が興奮したような態度でもって答弁するといふことは反省してもらいたいと思ひます。この点はやはり互いに協力し合つてやらなければならぬということをお互に話された。その線に沿つてやらなければならぬのです。今の態度は、すなわち医療担当者に對して高圧的な態度であつて今まで三回く

らひの話し合いはあつたといふふりに勘ぐられることになる。それでは話し合いはできませんよ。あなた方はやはり慎重な態度で——慎重な態度という

ことは、今までの起こつた現実をよくお考へになつて、そして医療担当者とはなつてに話し合ふような氣持にならなければならぬ。あなた方は、あなたの方でちつとも折れないで、相手方にだけ折れさせる、これでは話し合

いができません。そういう態度こそ私は問題にしておるのです。その点は反省してほしいと思ふ。一体局長はどうですか。

○太宰府委員 別に私不当なことを申し上げたつもりはございせんけれども、何かお氣にさわりましたか。言動は今後さらに注意いたします。それから医師会側と話し合つた、これはほんとうを言つと、非公式のことであるから、申し上げるほどのことではないのですが、別に何もこそそ裏話をしておるわけではございせんので、これは医師会の副会長及び担当理事と私どもと會つて、ただいまの進行状況はさつそく具体的なものについて一つ検討しよう、こういうところまで進んでおります。

○八田委員 これ以上保険局長を追及しませんが、大臣と私の質疑応答の間、大臣がいかにこの問題を心配されて円満に解決したいと思つておられる

か、大臣のお氣持はよくおわかりになつたはずであります。その線に沿つて二つ大いにやつてほしいと思ひます。私はあなたの言動に對してとやかく文句を言ひませんけれども、しかし主管局長として一番重要な立場にあるあなたの今の態度は、やはり下僚にも通じておるといふふうな考へざるを得ません。どうかそういう態度は反省されまして、医師会とよくこの問題について話し合ひされるように特に希望いたします。私の質問を終わります。

○渡邊國務大臣 ただいまの問題につきましては、先般来事務局と私たちがの間で、どうしても何とかしなければならぬ、こういうことから、具体的に事務局に命令をいたしましてやつておることでございしますから、この点は安心していただきたいと思います。

○永山委員長 滝井義高君。

○滝井委員 十二日に、今八田君が問題にいたしております監査の問題について政府にいろいろ質問をいたしました。ちよど私が声を大にして、十一月十二日の午前午後にかけて監査の問題を質問をしておる最中に、はるか仙台の地においては、一人の医師が苦悩をしながら、監査の問題にどう対処しようか、こういう非常に沈痛な姿で熱慮しておつた姿が目に見えます。そしてその質問が中断をされて次会に持ち越になりましたが、その翌日の十三日に、五十五才の相沢医師が命を断ちました。私は先般来、といつてもここ数年來、機会あるごとに監査の問題を問題にして参りましたが、私はこの問題を契機にして、十二日続けておりました質問を續行して、さらに大臣並びに局長にその実態を十分認識して

いたしたい、こういうことです。そしてその認識の中から、具体的にどういう工合にこれの監査方法というものを改善していくか、こういう問題をやはりつかんでもらわなければならぬと思うのです。

そこで私は、先日までにおいては、日本の社会保険の監査において具体的にどういうことが一番問題になってくるかというところを、いろいろと具体例をあげて御説明しました。たとえば最近の基金からの返戻の状態あるいは監査会場の状態、そしてその監査会場における非常に異様な空気、こういうものについていろいろ御質問を申し上げました。きょうは私は、今度は監査を受ける療養担当者の姿と申しますか、

そういうようなものを少し浮き彫りしながら質問をしてみたい、こう思うのです。同時にその中から根本的な問題も、法律上の問題もからまして御質問をしてみたいと思うのです。監査の関門は、まず社会保険診療報酬支払い基金の審査会の審査から始まるわけですから、監査の関門はまずここから始まります。先に決議をやるそうですから、議決の美徳を發揮して、ではちよつとここであれしませう。

○永山委員長 たいだい田中委員より、自由民主党、日本社会党及び社会クラブの共同提案にかかる社会保険診療報酬点数表の一本化に関する件について、委員会において決議せられたことの動議が提出されました。この際本動議を議題とし、まずその趣旨の説明を聴取いたします。田中正巳君。

○田中(正)委員 この際、当委員会において決議案を提出したいと思ひます。まず決議案の案文を朗読いたします。

社会保険診療報酬点数表の一本化に関する件
懸案となつていた社会保険診療報酬点数表の一本化については、政府は、昭和三十五年予算要求において、その調査費を計上し、根本的検討を行はんとされている。

政府は、甲乙二表の存在による混乱を防止し、国民医療の前進のために、可及的速やかに社会保険診療報酬点数表を実情に即した一本化に努力すべきである。

案文は以上の通りであります。内容につきましてはたいだいお聞きになったところで、さほど説明を必要としないと思ひますが、念のために簡単に申し上げてみたいと思ひます。

今日、社会保険診療報酬の点数表は甲乙二表になっておるのであります。またこの二表の中にそれぞれ甲地、乙地等のいろいろ区別がありまして、今日保険者も被保険者もまた医療担当者も、これをめぐって非常に混乱をいたし、迷惑をしておるのが実態であります。かような状態に対応いたしまして、かねがね政府も、また当委員会においても、しばしばこの点数表の一本化について要請をいたし、それぞれ努力をされているようであります。政府は昭和三十五年予算要求において、その調査費を計上して根本的検討を行なうとされていることは、ややおそきに失したきらいはありますが、まことに時宜を得た挙であるというふう

に今考えているわけでありました。当委員会といたしましては、この際この甲乙二表の存在によつて社会医療保険の混乱をすることを防止いたしまして、国民医療が前進をするために、すみやかにこの社会保険診療報酬点数表を一本化したいたしたい。その一本化する節には、今日の保険者、被保険者あるいは医療担当者の経済の実態、あるいは近代医療の実情等を勘案いたしまして、こういったようなものに即応したような点数表をすみやかに一本的に作つていただきたい、かように政府を激励をいたし、なおかつこの調査費については、確実に三十五年予算に計上せられるようにという念願のもとに本決議案を提出するゆゑんであります。何とぞ満場各位の御賛同を得られんことを切にお願いをする次第であります。(拍手)

○永山委員長 以上で説明は終了しました。

○永山委員長 次に、本件について討論の通告がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 たいだい議題になりました社会保険診療報酬点数表の一本化に関する決議に對しまして、日本社会党並びに社会クラブを代表して賛成の討論をいたします。

われわれは昭和三十四年七月以来、国民医療の前進のために、社会保険診療報酬点数表、すなわち、世に言う甲乙二表の一本化を推進せんとして決議を出して参りました。ところが一部に誤解を生み、また途中で永山発言問題等の派生的な事態の発生のために、今まで延び延びとなつてしまつておつたのでございます。今回与野党の意見統一が成りまして、医療行政の行き詰まりを打開して、国民医療前進のために決議案提出の運びとなりましたことは慶賀の至りでございまして。

賛成の具体的な理由を述べてみますと、政府は、われわれの先般の質問において、昭和三十五年予算要求で、医療経済調査費を要求して、医療経済の詳細な実態調査を行なわんとおろることが明白になつて参りました。おそれることは、昭和二十七年三月並びに十月の調査以上の画期的なものとなるであらうとわれわれは考えております。この調査によつて厚生省当局は、一本化の科学的な基礎をも同時に確立せんとする意図を持っておるよう

に漏れ承つております。しかし注意をしなければならぬことは、現在の医療報酬の支払いの実態を見てみますと、甲表を採用するものが九〇前後、乙表を採用するものが九一〇前後、こういう状態です。こういう現状を基礎にして、もし政府の言うごとく、三十五年十月に医療経営の実態調査を行なつても、そこに出てくる姿は甲乙二表の姿しか出てこないということです。こういう点が一つあります。また異質の甲乙二表を同時に調査しても、出てくる結果は異質のものであるということです。こう考えてみますと、直ちに一本化して、しかる後に十月の調査を実施することが、実は論理的には一貫をしておるようには思われるのです。しかしとにかくこのような根本的調査費計上を前にして、あえてわれわれは再度ここに診療報酬の一本化の決議の提出に賛成する理由は、甲乙二表の存在による医療と医療の分裂、混乱に終止

符を打ち、国民医療の前進を希求する大乗的な見地に立つたにはかなりません。政府はこの際、相当の期間を要する根本的調査の実施と、すみやかな一本化の至上命令の矛盾におぼれることなく、衆知を結果し、偉大なる政治力の發揮によつて実情に即した一本化を断行することを願うものでござい

ます。

以上の見地から、本決議案に賛成をいたすものでございまして。(拍手)

○八田委員 たいだい議題となりまして社会保険診療報酬点数表の一本化に関する決議につきまして、自由民主党を代表いたしまして賛成の討論をいたします。

経済上の立場を異にする甲乙二表の存在は、国民医療の混乱をもたらし

ております。医療機関の協力関係は患者、診療所必須のものであります。甲乙異なる医療機関は協力に重大な支障を来たして、この不幸は患者に転嫁されております。

第二に、同一医療行為に対し高低の二種の価格を長期にわたつて放置することは、医療経済の混乱を誘致するものであります。医療以外の分野においてもしかかる事実を許したら、いかなる重大事態に陥るかを考えてみる必要があります。

第三は、一カ年以内に統一すると元大臣が約束した政治上の責任も明らかにされておられません。

本決議は、以上の三大要件に関するものであります。政府は、三十五年予算要求において医療実態調査を企画しておられますが、異質的な二表、九一〇、九〇という調査対象数の著しい差をもつては、調査結果は意義を

失はすものであります。

以上で延び延びとなつてしまつておつたのでございまして。今回与野党の意見統一が成りまして、医療行政の行き詰まりを打開して、国民医療前進のために決議案提出の運びとなりましたことは慶賀の至りでございまして。

賛成の具体的な理由を述べてみますと、政府は、われわれの先般の質問において、昭和三十五年予算要求で、医療経済調査費を要求して、医療経済の詳細な実態調査を行なわんとおろすることが明白になつて参りました。おそれることは、昭和二十七年三月並びに十月の調査以上の画期的なものとなるであらうとわれわれは考えております。この調査によつて厚生省当局は、一本化の科学的な基礎をも同時に確立せんとする意図を持っておるよう

に漏れ承つております。しかし注意をしなければならぬことは、現在の医療報酬の支払いの実態を見てみますと、甲表を採用するものが九〇前後、乙表を採用するものが九一〇前後、こういう状態です。こういう現状を基礎にして、もし政府の言うごとく、三十五年十月に医療経営の実態調査を行なつても、そこに出てくる姿は甲乙二表の姿しか出てこないということです。こういう点が一つあります。また異質の甲乙二表を同時に調査しても、出てくる結果は異質のものであるということです。こう考えてみますと、直ちに一本化して、しかる後に十月の調査を実施することが、実は論理的には一貫をしておるようには思われるのです。しかしとにかくこのような根本的調査費計上を前にして、あえてわれわれは再度ここに診療報酬の一本化の決議の提出に賛成する理由は、甲乙二表の存在による医療と医療の分裂、混乱に終止

持たないことになりました。また医療担当者の協力を現状において求めることは困難であると思われれます。実施調査の遂行は、関係医療機関の協力を求める態勢を整備し、早急に実情に即して一本化をはかる以外に、その調査を円滑に実施できないと思ひます。少なくとも一月一日から今申し上げましたような実情に即した一本化に努力されんことを願ひまして、この議題に賛成するものであります。

○永山委員長 これにて討論は終結いたしました。

○永山委員長 本動議について採決します。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○永山委員長 起立総員。よって本動議は可決いたしました。

○永山委員長 この際、渡邊厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。渡邊厚生大臣。

○渡邊厚生大臣 ただいま提案いただきました社会保険診療報酬点数表の一本化に関する決議案の御趣旨を尊重いたしまして、最大の努力をいたすつもりでございます。

○永山委員長 なお本件の参考送付につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○永山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永山委員長 次に厚生関係の質疑を続けます。滝井義高君。

○滝井委員 そこで、監査の関門というものは、社会保険診療報酬支払基金の審査委員会の審査から始まるわけでありまして、その審査で問題になったものが具体的に監査の網にかかってくることにあります。ここで私は政府にお尋ねいたしておきたい点は、新しい昭和三十三年度にできました健康保険法のどの条文とどの条文が、あなた方が現在お使いになっておる監査要綱——昭和二十八年六月十日にお作りになった要綱とどの条文で関係してくるか、これをまず第一にお尋ねをいたしたい。

○館林説明員 医療機関並びに医療担当者に対する監査は、健康保険法第四十三条の十によって調査を行なうわけでありまして、患者の調査は、同法の第九条の二第二項によって行なうわけでありまして。

○滝井委員 そうしますと、四十三条の十によって行なうことになっておりますが、あなた方の今回仙台で行ないました相沢医師の監査は、これは四十三条の十のどういふところに該当をして相沢医師の監査を行なったのか。四十三条の十、これは長い条文で、速記が迷惑しますから読まませんが、この長い四十三条の十であなた方は監査を行なう、すなわち監査要綱というものはこれから出てきておる、こうおっしゃったわけですが、相沢医師は一体この長い条文のどういふところで監査にひっかけてきたのか、こういうことなんです。

○本宰政府委員 四十三条の十の「診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ」提示ヲ命ジ、あるいはその次の「出頭ヲ求め又ハ当該職員ヲシテ」という、この四十

三条の十のほとんどこれにかかるのじゃないかと思ひます。

○滝井委員 ほとんど全部にかかるというのには、では具体的に私の方から尋ねますが、相沢医師は保険医療機関として呼ばれたのか、指定医として、保険医として呼ばれたのか、どちらか。

○館林説明員 保険医療機関相沢診療所並びに保険医相沢鑑氏として呼ばれております。

○滝井委員 大臣、お聞きの通りです。一人の医師が呼ばれる場合には、保険医療機関として呼ばれ、保険医として呼ばれておるのです。これがいわゆる二重指定なんです。だから保険医として呼ばれて——これは一体罰はどっちに加わるのですか。保険医療機関相沢というところで呼ばれる場合には開設者として呼ばれている。それから保険医の相沢として呼ばれる。それから管理者として呼ばれる場合と、その管理者のもとにおける保険医として呼ばれる場合と二つある。そうするとこの場合は、相沢医師はおそらく使用者を持たないであろうから、管理者として、保険医として呼ばれている。一方には保険医療機関として呼ばれている。いかなる理由で二つお呼びにならなければならぬか。そういう法律のどこから二重に呼ぶ権限が出てきますか。

○館林説明員 「開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者ニ対シ出頭ヲ求め又ハ」云々と書いてございまして、これによって呼ばれておるわけでございます。

○滝井委員 なるほど四十三条の十は「保険医療機関若ハ保険薬局の開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者ニ対シ出頭ヲ求め」である

わけです。その場合は、あなた方はみそもくも一緒に、何もかも一連のものを全部呼ぶという、こんなばかなこととは。この場合はやっぱりつきとしない。この問題についての責任というものが保険医療機関にあるというならば機関を呼んだらいい。もし管理者であるならば管理者として呼んだらいいのです。保険医療機関相沢何々、保険医相沢何々、という呼び方というものはないと思ひます。だからどっちかそれをはっきりしなければいけません。そういうふうに十は一からげにものを呼ぶというところになったら、その従業者は全部呼ぶことになる。いいです、あなたのようない方をすれば、その他の従業者というので、従業者も全部呼ぶことになる。そういう言い方をすればそれでよろしい。ところが、この場合は従業者は呼んでいないで、その看護婦や何かは呼んでいないで、だからあなたの方は二つを選択しなければならぬ、それをもう少し明白にしておかぬと、私は一体どちらで呼ばれたんですかというのを——ほんとうは僕らみたいに法律を知っておる者は、私を機関で呼んだんですか、人間として呼んだんですか、どちらですかと尋ねることになる。機関なら機関の答弁をし、保険医なら保険医の答弁をすればいい。これは答弁が違ってくる。従って監査をする場合には、あなたは今度は機関について尋ねますからということを言っておられたかどうか。こういうことは言っていない。こ

ういうところのすでに昭和三十三年に強行した健康保険法の無理がある。一方においては人格のない機関というものを呼んでいる。一方においては人間を呼んでいる。ところがその人間というものは機関に付属する一つの歯車にすぎない。機関のものにおいては発言権はない。だから相沢さんをあなたは両方でお呼びになったと言ふならば、それじゃなぜその他の従業者を呼ばなかったかというところになる。しかもこの問題については、あなたの方が調査したときには、従業者がやったということがわかっておるはずなんです。そうすると、なぜ一番大事な従業者というものを呼ばれないか。なるほど事務局長は来ておる。事務局長だけでは問題は片づかない。そういう点について法律の書き方に不備がある。その点からまず答えて下さい。

○館林説明員 ここに書いてある機関の開設者、管理者、保険医、その他の従業者に対してというのは、それらの中の必要な者に対して出頭を求めるというところでございまして、従ひまして調査内容によって、ここに掲げられておる全部の種類の人を呼ぶこともあればあるかもしれない。その一部で足りる場合は、その一部を呼ぶ場合もあるわけでありまして。宮城県の場合は、開設者兼管理者兼保険医である相沢医師と、事務局長に該当する佐藤事務員とが監査に出頭しておるわけでありまして。

○滝井委員 もう少し詳しく入ります。出頭を求めるという行為と質問をするという行為とは同じですか、別ですか。

○本宰政府委員 出頭を求めるというのは、当然おいでいたでいて、そして質問するというものであります。それから質問をするという場合は、これは特に出頭を求めるという行為を抜きに

のを呼んでいる。一方においては人間を呼んでいる。ところがその人間というものは機関に付属する一つの歯車にすぎない。機関のものにおいては発言権はない。だから相沢さんをあなたは両方でお呼びになったと言ふならば、それじゃなぜその他の従業者を呼ばなかったかというところになる。しかもこの問題については、あなたの方が調査したときには、従業者がやったということがわかっておるはずなんです。そうすると、なぜ一番大事な従業者というものを呼ばれないか。なるほど事務局長は来ておる。事務局長だけでは問題は片づかない。そういう点について法律の書き方に不備がある。その点からまず答えて下さい。

○館林説明員 ここに書いてある機関の開設者、管理者、保険医、その他の従業者に対してというのは、それらの中の必要な者に対して出頭を求めるというところでございまして、従ひまして調査内容によって、ここに掲げられておる全部の種類の人を呼ぶこともあればあるかもしれない。その一部で足りる場合は、その一部を呼ぶ場合もあるわけでありまして。宮城県の場合は、開設者兼管理者兼保険医である相沢医師と、事務局長に該当する佐藤事務員とが監査に出頭しておるわけでありまして。

○滝井委員 もう少し詳しく入ります。出頭を求めるという行為と質問をするという行為とは同じですか、別ですか。

○本宰政府委員 出頭を求めるというのは、当然おいでいたでいて、そして質問するというものであります。それから質問をするという場合は、これは特に出頭を求めるという行為を抜きに

のを呼んでいる。一方においては人間を呼んでいる。ところがその人間というものは機関に付属する一つの歯車にすぎない。機関のものにおいては発言権はない。だから相沢さんをあなたは両方でお呼びになったと言ふならば、それじゃなぜその他の従業者を呼ばなかったかというところになる。しかもこの問題については、あなたの方が調査したときには、従業者がやったということがわかっておるはずなんです。そうすると、なぜ一番大事な従業者というものを呼ばれないか。なるほど事務局長は来ておる。事務局長だけでは問題は片づかない。そういう点について法律の書き方に不備がある。その点からまず答えて下さい。

して質問をする、こういうことであらうと思ひます。ただ出頭だけ求めるというのでは意味をなさぬわけですから、当然その中には質問をするということが含まれてゐると解釈いたします。

○津井委員　そうしますと、監査の場合には具体的に一体どう現われるかという事です。出頭を求めるの中には質問が入るとおっしゃる。出頭を求める者には開設者も入っておるわけですから、ところが質問を求める場合は関係者だけしか入らない。健康保険法を通したときに、あなた方はこれを作つてやつておるのですから、今になつて類を集めて条文を研究するのじやだめな事です。四十三条の十は一番大事なところですよ。その辺をもう少しはつきりして下さい。

○太宰府委員　質問を求めるのは、関係者に対して質問をなすのでございすから、全部ひくくめて関係者という言葉を言つておきます。

○津井委員　そうしますと、関係者に質問するのだが、具体的に監査に現われたときにはどういふことになるのかということですか。あなた方は出頭を求めるというの出頭プラス質問だと言ふ。そうすると、質問だけのときがある、これは出頭させないでしよ。監査要綱ではこれがどう現われるか。質問のときはどういふ場合に現われておるのですか。

○館林説明員　監査要綱では、特に質問だけのことについて明記されておる点はないわけでございます。

○津井委員　出頭を求めて質問をするばかりが監査じゃなくて、四十三条の十がもし監査をやる条項だとするならば、これは当然質問をだけする場合があつていいわけですか。それはやられていないということですか。しかも診療録やら帳簿やら書類その他の物件は検査をする。検査をするときは、当然これは立ち入つていくのですから質問があるでしよ。ところがそのほか別個に質問という形が法律で作つてあるわけですか。だから出頭を求めてやるが、同時にそのほかにも質問だけがあつていいはずなんです。ところが監査要綱にはこれがない。なぜかという、これは二十八年に作つた要綱だからです。この法律は三十二年の三月に国会を通じて改正されておるわけですか。だからこの監査要綱と法律の間に脈絡がないという欠陥が、すでに監査要綱に現れてきておるわけですか。こういう点については、やはり速急に改正をやらなければならぬ。今申しましたように、ある人間が保険医療機関として呼ばれておるが、同時に保険医として呼ばれておるということならば、一体立はどうしたいかということですか。それはわかりません。大きな病院ならばそれはわかる。ところが私的医療機関の一人の人が診療に従事しておる。開設者であり、管理者であり、機関であるというような場合はわからないです。そうすると、それを十は一から上げて呼び上げて、あれこれあれこれ尋ねたら、これは私は一体どれで答へたにいいのですかという質問をすることになるのです。だからそういう点をも少し私ははつきりさせなければならぬという感じがするわけですか。そうしますと、その矛盾がある。そうしますと、そういうふうに呼ばれた人は、二つで今相沢さんは呼ばれておるわけですか。そうすると当然法律的には四十三

条の十二の指定の取り消しの条件、四十三条の十三の登録の取り消し、こういう二つの形が出てくるわけですか。そうすると本人は、一体これはどっちが私に適用されるのかという迷ひが出てくる。一人の人間が機関と人間との形で、両方と呼ばれておるのですから、機関の取り消しの方だろうかという疑問が出てくるわけですか。こういう疑問の解明というものは、監査の場合一体どうやつておられるのか。当然あとで弁明書も出させますよ。しかし同時にそこで監査官はいろいろ機関の問題について、保険医の問題について議論をするわけですか。そうすると四十三条の十二と四十三条の十三との関係ですね。これは当然保険医が知つておらなければならぬ問題なんです。

○太宰府委員　先ほど主管課長が申し上げましたように、今度の相沢さんのような場合は、診療所でございますから、自分が医療機関の開設者であり、また同時に自分が医師でもあるわけでありす。そういう場合にこちらが伺います点は、当然機関という点についての問題と、それから保険医としての問題と、両方合めて何うわけでありす。またこれが大きな病院というよりも、はつきりと機関の開設者とかあるいは個人の医師というものが分かれておるような場合について、何うのはそれぞれに面について何うわけでありすか、両方兼ねております個人のような場合においては、こちらが結局何うのは、両方の面について一人の方に何うことになる。ただしそれについて何うに処分をするといふような場合におきましては、私の方

は法律に照らしましてそれぞれ機関としての責任、あるいは医師としての責任というものを分けて考えまして、それぞれ機関としてはどう、あるいは保険医としてはどうということを考えているわけでありす。

○津井委員　あなた方は法律の条文ではそうして分けられるわけですね。しかし監査を受ける本人については、実際問題としてそれは分けられないのです。だからそこには立法の無理があるの、立法の建前と、個人のそういう一人のものの立法の建前と別建にしておかないと、こういう問題が出てくるのです。これは根本的な法律問題ですから、とにかくここに欠陥があることは明らかなんです。しかも四十三条の十のこの条文をお読みになつても、なかなかすっきりしないでしよ。読めば読むほどすっきりしないところが多いのです。

もう一つこれに関連しますが、この前金銭出納簿、医薬品の購入払い出し簿、こういうものはあなた方はやらないのだとおっしゃつた。ところがこれは保険薬局なり保険医療機関につき検査をする場合は、帳簿書類その他の物件を検査することができると、これは帳簿書類の中に入ります。従つてお前の貯金通帳を持ってこい——金銭出納簿を持ってこいといふことは、貯金通帳まで発展するのです。この条文はそういうことになつてゐるのです。館林さんはそういうものはやつていないとおっしゃるけれども、法律の建前はやるようになってゐる。出先の機関はみな大体やつてゐる。だからこういう点についての認識、それから立法との

食い違ひというものがあつたわけですか。だから、こういう点はいはずにしても監査の問題を改正する場合に当然考えなければならぬ点です。そこで私は、大臣が時間がないのですから、大臣に少し実態を知つておいていただきたいので具体的な質問に入つていただきますが、現在監査官の形を見ますと、監査官は、法律上は違ひますが、実質的には裁判官と検事の形を両方、もう刃の剣を持つておるのです。いわばこの監査官、技官の意思によつて大体方向がきまつてくるのです。もちろん最終的には医療協議会になつていきますが、きまつてくる。従つてこの技官の態度といふものは、裁判官の形であり、調査員の調査に基づき、今度は悪いところをあき出す検査官の役割をやるのです。実質的にはいわば二枚鑑札を持つてゐるのがこの監査官なんです。それでその監査官の形は大体峻厳型、もう実に峻厳きつまる叱咤激励をする形があります。今度は温和型があります。それから指導をしていくという指導型があるのです。大ざっぱにいつて大体こういう三つの型があるのです。そこで加藤君の場合、今度の相沢先生の場合でも、自殺に追い込んだのはどういふ型かといふと、峻厳型です。これは技官の名前を言つて技官の人権侵害になりますから、歸つてゆつくり二人の技官にお会いになつてみるといひます。この二人の技官とも全国に定評があります。大体叱咤型です。非常に峻厳型です。大きい声を出します。大体そういう型です。そういう形にあつたところにノイローゼが起つてゐます。いわゆる神経衰弱が起つてゐるに自殺に追い込む、こういう形です。こ

れが大体監査官の形です。

さて今度は受ける側の形です。受ける側の場合は大ざっぱにいつて三つある。これは今後の監査の上において非常に大事なことです。まず一つは監査官のお説に対して御無理ごもつとも型です。何でも監査官の言うたことは、そうでございませう、全くその通りでございませう、何ら積極的に自己の意思の表明をすることなく、御無理ごもつともという形です。これが一つです。

それから第二の形は、監査官がいろいろ患者の実態調査をもつてぐんぐん弱点をついていきますと、強硬に自己の診療報酬の請求書なり診療録をたてにとつて、とにかく強硬に反抗していく強硬主張型です。これは監査を受ける医者者の第二の形。第三の形は、監査官の質問に対して今度は逆に監査官に食いついていく形がある。そんなあなたに言うことは間違いだという、間違つた処置があれば、そういうことは自分を保険医の現在の立場からやむを得なかつた、こういうように強硬に主張していく、いわゆる逆攻勢質問型と申しますか、監査官に逆攻勢をかけて質問をしていくという形があるのです。

そこで今度は、そういうものを監査官はどいう形で見えるか、監査官の側からその三つの形を見るとどいうことになるかというところ、まず逆攻勢質問型、逆に監査官に質問をしていく形の人は診療に熱意があつて、監査官はこれは大した人だ、頼もしい先生だ、と思うのです。こいう反応が監査官に現われてくるのです。それから第二型の、患者は当てにならぬ、おれの診療録と明細書が正しいんだという強硬主張型は監査官の心証を害するので

す。このやろう、なんといういやな医者だ、こういう反応が監査官に現われなくてはならないのです。ところが第一番の、監査官の説は御無理ごもつともですといふ形では、監査官は、この人間はなんいふとかいしょうのない先生だらう、よくまあこんな人に患者さんがたよれるななという感じを持つのです。そして自殺型といふのは、まずこのかいしょうがなないといふと思われる御無理ごもつとも型にでてくるのです。

そこでさらにこれをこまかく分析していきますと、第一の御無理ごもつとも型で出てくるのはどういふ診療報酬をやっておるかという、これは全部ではありませんが、大体的に見て、そういう人の請求書は、奥さんが書くか、看護婦が書くか、事務員が書いております。従つてこれは科でいへば非常に患者の多い、簡単な処置で朝からわんさと患者の詰めかける眼科や耳鼻科にこいういふ形態が多く出てくるのです。その場合に一番問題になつてくるのは、患者の実態調査の中から、患者の記憶が正しいか正しくなかったかということ、これが一番問題になるのです。患者の実態調査を基礎にしてや

るのですから……。従つてまず患者に尋ねる場合には、注射は何本打ちましたか、往診は何回受けましたか、お薬は何回もらいましたかということが、患者の実態調査で一番問題になるのですから、患者の記憶が問題になるのです。そこで今後監査の組上のにせる医師の患者の実態調査をやられる場合には、私はある程度療養担当者の団体との協力において、非常に大幅な不正請求その他があるというならば、そういう患者に対してもし調査をやられる場

合には、療養担当者の側と一緒にやってやるだけの寛大さが必要だと思つてです。これをやらぬところに問題が出てくるのです。だから私がその前言つたように、その患者の証言がもしも言であつた場合には、一体これは偽証罪になるかならぬかということなんです。ところが患者は、全くうそを言うつもりはなくて言つておる場合もあるのです。記憶が薄らいで、錯覚を起して、三本の注射を五本してもらつた

とか、あるいは逆に五本してもらつても三本だったとか、こういう錯覚が出てくるのです。ところがそれは患者さんの方にしてみれば、陳述書に判まで押されて持っていかれておるのですから、今度は自分の記憶間違いといふものについて、患者が神経衰弱になる問題が出てくるのです。しかも特に草深きいなかにおいては、その自分の診療を受けた先生が監査にかかるといふよりなことになつたら、調べてごらん下さい、必ず患者は医者のところへ行

く。患者のところへ社会保険出張所から調査に来ると、今度はその明けの日は医者のところに行つて、先生、実はどこかおそろしい官庁の人が私のとこ

ろに来て、根拠り葉掘り先生の診療のことについて聞きましたけれども、私はわからなかったからこう答えておきました。もし先生に迷惑がかかったら、済みませんがこらえて下さいよと言つて断わりに来る、そういうのがあつた。だからこの患者の実態調査というもののがきわめて重要な問題になつてくる。

それからもう一つ問題になつてくるのは、この前私が申し上げまして、大臣はその改善を言明されたことであります。

ますが、差額徴収の問題です。この差額徴収の場合で一番問題になるのは、いわゆる実費の場合です。同時に差額徴収で監査官が一番困るのは、入院の差額徴収は認めているわけです。だからこの前私がここで申し上げましたように、この病棟は健康保険の患者は扱いませんと書いている保険医療機関さえある。ところがこれは論理的に言えば、その保険医療機関は、保険医療

機関としては健康保険の違反をやっていることになる。ところがそういうものについては厚生省は何もできない。何もやっていない。なるほどそれは別かも知れないけれども、保険医療機関全体については、健康保険を取り扱わないといつておるのですから、これは明らかに法律違反です。そういう場合のほかに、入院料について差額徴収をやった場合が、監査のときになかなか決断が下しにくいことになるのです。あるいは入院料というのはこみになっているから、患者にはわからない場合が出てくるわけです。こういう点が監査について非常に問題になってくるのです。

そこで、私はこの際具体的にやっていたいのですが、患者の実態調査というものについて、大臣は一体どう改善をされるおつもりなのか。改善する意思があるかないかということが一つ。それから差額徴収について、やはりこの際明確にする必要がある。この二点についても一回大臣の御答弁を明白にこの場で得ておきたいと思ひます。

○渡邊国務大臣　患者の実態調査につきましては、今まであるあなたから実

情をお話し下さいましたように、いわゆる患者の記憶の点が非常に問題になるのでございますが、これらの点につきまして、漸次十分な検討を加えまして、あるいはまた開業医でありましたならば、土地の医師会等の意向をも尊重いたしまして、そして調査資料等に基づいて漸進主義で何とか考えていきたいと思っております。

差額徴収の面につきましては、先般も申しました通り、これも私ども也十分

検討に値すべき問題であるとして、ただいま事務当局とも相談いたしまして、これもある程度漸進主義の態勢で、十分検討の後何らか実態に即応したようなあり方にしていきたい、かように私どもは考えております。

○瀧井委員　今大臣が、患者の実態調査なり差額徴収については漸進的に検討していく、事務当局にもそうやらせておるといふことですが、事務当局の方では、具体的に患者の実態調査なりあるいは差額徴収については、どうお考えになつてゐるか。これはあなた方専門的な立場だからおわかりだと思ふのですが、大臣の答弁に補足して、少し具体的に御説明を願いたいと思ひま

す。

○太宰府政務委員 患者の実態調査ということについては、お話のようにお医者さんにかかった方について、記憶をもとにして何うわけでありますから、その間に、人によっては早く忘れた、あるいはあいまいになったというようなことは事実、ございます。従いましてそういう面については、私どもも従来ともその患者の方に質問した答えを、必ずしも百パーセント間違いないものというようないような受け取り方をして監査に

臨むようなことはしておらぬわけでありまして。こういう面につきましては十分心しておるつもりでありまして、ある場合には患者の実態調査を二度やつたこともございます。そういうようなことで、これは従来とも考えておる点であります。これは今後ともさらに努力して参らねばならぬと思ひます。そこでこの患者の実態調査の点につきましては、これはあまり大ぜいの人をやるということば、またそこに問題も起るわけでございますので、これはやはり従来のようなやり方でいい。しかしそれをとにいたしまして直ちに監査をするということではございません。それからそれをもとにして医師会あたりと相談いたしまして、そしてその中で、これは一度診療担当者に来ていただいてよく伺わなければいかぬというものについて、それをもとにしてやっておるわけでございます。それから、その点についてはなお医師会などとも十分さらに連絡を密にするように持つていきたい、かように考えておるわけでありまして。

○滝井委員 差額徴収で一番問題になる点は、新しく薬が発見をされて、それが特殊の病気に非常に効果があるのだというときに、保険は御存じの通りすぐこれを取り入れないわけですか。そういう期間だけでも差額徴収というものをこの際やはり考慮をする。そしてそういう場合には医師はできるだけ薬利をむさぼらずに実費で一つやつてくれ——実費というものは、技術料をちょっと加えるくらいのが実費だとわれわれ考えておりますが、実費でやると。そこからそういう差額徴収をやるような——いわばあなた方が、この薬剤と薬剤については差額徴収をしていい薬剤でございますという告示をしたらい。そしてそれで幾ら、それで幾らで幾らという金額を示して、それでやつてよろしい、それ以上取つたらいいけません、何かこういう方法でもおやりになる以外に、今のところ差額徴収をやる健康保険制度がつぶれてしまふ。だから当面の段階として、われわれは人間の生命を救うことが大事ですから、保険制度を守ることも大事だが、制度のために人間の生命がなくなることはいけませんから、まず制度も生かし、人間の生命もより生かすためには、そういう方法しか今

の段階では考えられない。いろいろ頭をしぼつてもそういう方法しかないのです。そういう方法について一体どうお考えになるか伺いたい。

○本府委員 新しい薬の点は、確かに差額徴収の中の一つの問題として従来から言われているむすかしい点でございます。私も今日、御存じの通り、入院料とか歯科の補綴とかいろいろの差額徴収を認めておりますけれども、次の段階として検討しなければならぬもの一つに今御指摘のものがあろうと思ひます。これを具体的にどうするかというところまでたゞいま申し上げるまでに至っておりませんが、この点についても先般大臣からお答え申し上げましたように、私も今は検討しておるところでございます。しばらくお待ちを願ひたいと思ひます。

○滝井委員 できるだけ速急にこういう問題は解決をして、そしてしてよろばぬ先のつえと申しますか、そういうようなことで保険医が監査の対象になるということのないようにしてもらいたいと思ひます。

現在日本の社会保険の一番大きな欠陥は、とにかく支払い方式が出来高払いの方式であるということ、しかもその出来高払い方式の審査というものが事後に行なわれるということでありまして。ここにやはりあとから患者をつかまえる、あるいはあとから患者のところにいつていろいろ追及をする、調査をする、今度は翻つて医師の監査が行なわれてくる。そういうところからむしろ記憶違いその他から人権問題といふものが出てきていると思ひます。だから根源はやはり支払いの方式の問題と事後監査、事後審査というところ

に問題の根本があるわけですが。だから監査問題というものをほんとうにわれわれが取り組もうとすれば、支払い方式の問題まで返らざるを得ない。こういう問題が出てくるわけでありまして。この点はお認めになるのでしょうか。

○本府委員 そのように私も考えております。それだけにこの監査の制度と同時に、支払い方式の問題といたしまして、われわれとして検討していかなければならぬというように考えを持つておるわけでありまして。

○滝井委員 そういう結論が出れば、今度はもう少し先に進みますが、今私は監査を受ける形は三つの形があるというところで、三つの形を申し上げました。さらに今度その三つの形のものをひとつひとつ具体的に突つ込んでいくとどういふ形になるかという、監査にかかると可能性が非常に高いところのもの、二つあるのです。両極になっている。一つは開業間もない若い医者です。これが監査の対象によく合います。それからもう一つは老医です。年を取つてくる医者です。こういうところが監査にかかりやすいのです。なぜ監査にかかりやすいかという、開業間もない医者は——日本の医療費の動向を見るとプロレス曲線、いわゆるプロレスをわれわれがやるためには若いときでなかつたらだめです。年を取つたらプロレスはだめです。これは日本の保険制度の欠陥です。若くてしりが軽くなければやらないのです。従つて筋骨隆々たる、今の新しい学問を受けた若い医者がはやつてくるわけですが、従つてそういういわば活動的な若

い医者が、いわゆる診療報酬を受け取る額が多いのです。件数も多いのです。そうすると、そういう医者は同時に事務が不なれです。もう今健康保険の事務というものは、実にしよつちやう変わりますから、他の医学書を読むひまがない。健康保険の事務が変更等、絶えず見とおかぬと、法律はしよつちやう変わるし、通達はあるし、講習があるという工合で、若い医者は事務が不なれです。プロレス曲線の頂点をいくような若い医者は、患者が多くて講習なんかに行くひまがない。従つて事務が不なれになつてくる。同時にそういう医者は、近代の医学では高度の技術と高度の設備を必要とする。だから開業資金といふものをどこからか借りてきてやつてくるのです。その返済のために無理が出てくる。これは同時に現在日本の医療機関に低利に金を貸すところがないという金融上の問題にも問題が出て参ります。私は昨日災害の小委員会に行つて、大蔵省を呼んで、現在厚生省が提案をしております私的医療機関の融資の特別措置の問題を質問いたしました。大蔵省の医療行政に対する認識はゼロです。普通の営利を目的とする中小の企業と同じようにしか考えていないという事なんです。朝から大きな声を出して叱咤激励をして、ようやく医務局とそれから磯江という大蔵省の銀行局の特別金融課長との話し合いの結果を、三時間の間余裕を与えてやつと持つてきました。まだその貸付限度が幾らになるのか、百五十万になるのか、二百万になるのか、百万になるのかきまつていないのです。しかも医者に幾らの融資を

やるのかワクがきまらない、答弁でできない、こういう実態です。これは幸い渡邊大臣そういう点は熱心なようでありますが、厚生行政は金融にはゼロです。金融面が非常に弱い。大臣は、はしなくもさいせん、今までの行政というものは弾圧と取り締まりの行政であつたと言いましたけれども、この弾圧、取り締まりの行政だけではだめなんです。強く出るならば、悪い言葉で言えはあめをねぶらせるといふか、どこかで金融的に助けて、あなたの方の取り締まりの対象にならぬような体制を医療機関に作つてやる必要がある。ところが医療機関は金融に弱いのです。もう少し金融面のベテランというものを医療局なり保険局なり官房に置かなければいかぬ。牛丸君だけではだめなんです。そういう金融の面が弱いので、金融面のベテランを置かなければならない。それで、開業医というものは、開業する場合に高いところから借りてきてやつておるから無理が出てきておる、これなんです。そういういわゆるプロレス曲線というものがわれわれに示してくれておるように、監査の対象になるのが若くて活動的で、そしてどこからか金を借りてきている、こういうところが無理が出てくる。こういう素落というものが現在の日本の医療行政の中にあるということです。これが一つの形です。

もう一つの形は老医です。御存じの通り、現在の健康保険の制度というものは、やはりしりが軽くて、スクーター医者というのがはやるように、スクーターに乗ってどんどん行かなければだめなんです。高層建築の御殿のような年金病院や労災病院ができた世の中な

で、びちつと大きな精神的なショックになって、自殺という問題が出てくるのです。だから私はこれは人ごとではないと思うのです。お互いに現在若くてもだんだん年をとるのですから。こういう点から、監査官にもいろいろ形がありまして、たまたま峻厳型の監査官と御無理もつとも型の気の弱い人ががっちり会つて、そしてそこに何か財政的、経済的な問題もからまつてきたような場合には、必ずこれは自殺に行くかノイローゼになるか、どつちかです。これの経済的、心理的、社会的な分析はそういう結論にならざるを得ないのです。そこで、そういうものを防いでいくためには、やはりこれは皆保険のもとにおいては根本的にメスを入れなければだめなんです。今までのような状態ではだめなんです。そういうことでございますので、これはメスを入れなければなりません。今静岡県かどこかで石原忍先生が開業してやつております。最近読者の日曜版か何かにページとして書いておりました。村のすべての人が、石原先生に道で会つと、懇切丁寧に礼をする。石原先生はもうけた金を貧しい者にやる。貧しい者からは金をもらわぬでもよろしいのだ、こういうことなんです。その石原先生が、一体どう言つておるかという、医者は、一日十人患者を見たらいいのだ、そして一日の労働時間は四、五時間であらう、そしてあとは近代の医学の研究、あるいは外国のいろいろな文獻等を讀んで、やはり近代的な医学の研究をやらなければだめだ、現在、日本の医者のレベルというものは非常に低い、これを上げなければいかぬのだ、こうおつ

しゃつておる。そうして、医者が四、五時間働いたら普通の生活のできる姿にしてやりなさい。そこで皆保険になつたら、少くとも診察料——初診、再診といふものは現在の甲表の二倍くらいに枯淡な、枯れた無欲な目で、草深い——静岡だつたと思ひますが、そういうところから日本の医療を静かに、客観的に見ていける石原先生の声です。そうして、しかも、調剤というものは薬剤師にまかせたらよろしかろう——私は率直に申し上げますが、まかしたらよろしい、医薬分業になるのでしょ、まかしたらよろしい、同時に、帳簿の記入とか点数の計算なんといふのを医者がやる、こういうばかんなことは、これは事務員にやらせなさい、従つて事務員が一人雇えるだけの診療報酬というものを医者に与えなければいかぬのだ、そうして医者には学力をつけさせて少なくとも日本の医者は、皆保険になつたら、大学の助教授か講師クラスの学力を持たなければだめです。そのためには、さいせん私が言いましたように、複雑な事務をできるだけ簡素化して、支払い制度を根本的に改革する以外にだめだ、これが石原先生の声です。私は、石原先生の意見といふものがその通り全面的にいいかどうか、なお検討の余地があると思ひますが、あの学識のある、そして現実に、その自分の学問の一切をあげていなかの大衆のために尽くしておられる石原先生の声というものは、これは私は相当正確を射たものだ、当たつておると思う。日本の医療の欠陥をついて

おると思ひのです。そういう点で、これはもうぜひあなたの方において、監査の方法を速急に変えてもらわなければいかぬ。そのためには、健康保険法の四十三条の七は、保険医療機関なり保険薬局、保険医、保険薬剤師は厚生大臣または都道府県知事の指導を受けるなければならぬことになっておるわけですが、一体厚生大臣や都道府県知事はいかなる指導を現実にやつておるかということなんです。

○館林説明員 中央におきましては、日本医師会と共同主催でときどき指導者の講習会を開きまして指導をいたす、その指導者が各都道府県に帰りまして、伝達講習をやつておるわけでありまして、都道府県は、その受講者が帰りますして、都道府県の保険課と医師会と共同で集団指導講習会を開いて指導をするというふうなことが一つ。そのほかに、各都道府県で、この指導大綱に基づきましてそれぞれ指導計画を立てて、その指導計画に基づきましては、保険課と医師会、歯科医師会と十分協調を保つて集団指導講習会をしはば開く、あるいは個別に指導対象者を選定いたしまして、これも医療担当者の団体と協力をして指導に当たるといふ建前でやつておるわけでありまして、ただ実際の業務に追われまして、先ほど滝井委員からお話のありましたように、必ずしも末端まで指導が十分徹底してございまして、これらの点は今後大いに促進して参りたい、かように思つております。

○滝井委員 館林さん、今あなたは、中央でそれぞれ指導者講習会を開き、それが都道府県に帰つてまた指導者講習

習会をやつて、だんだん末端にやつて
いっておるとおっしゃるけれども、私
全部出ておりますが、こんなものは形
式的なものです。居眠りをするにいく
るなものです。夏の暑いときに何かむ
ずかしいことをしゃべつてやるだけ
で、五百人も千人も集めてやるような
講習なんというのはナンセンスです。
監査とか、指導なんというものはや
り郡市区の医師会単位でやらなければ
だめだ。それがやられていない。ただ
四十三条の七というものは形式的にや
られておるだけです。あなた方は四十
三条の十の監査の方には非常に重点を
置かれていないといふことです。特に
その中に個別指導と集団指導があるの
ですが、集団指導というものは今のだろ
うと思う。個別指導は一体どういふこ
とをやつておるかといふと、何も行わ
れていません。集めるだけです。集め
てそういうものをする。あなたの方の
監査要綱を見るとどういふことになつ
ておるかといふと、十二日に読み上げ
ましたように、この社会保険医療担当
者監査調査書の中に、保険診療に対す
る講習会出席率といふのがあつたので
す。だから医師は、とにかく出席して
おかなければ監査の対象になるぞと
いつて出ていくだけです。そういう形
式的なもの、実態はそんなんです。私
は正直に実態を申し上げましょう。あ
るいは医師会に怒られるかもしれませ
んけれども、申し上げましょう。あま
な、地方の七百人も八百人も集めてや
るような講習はやめた方がいい。あま
いものをやらせるのは医師会におま
かせになつて、そしてそういう金があ
るなら郡市区単位におやりになればいい

い。郡市区単位にお金を出して、そし
てかゆいところへ手の届くような指導
をやつたらいい。技官が不足なら、技
官を配置したい。県に二人か三人し
の技官を配置して——今一人か二人し
か県にいません。あれを四、五人にし
てやつたらいい。それからもう一つ個
別指導といふものは具体的に何にも
やつていない。個別指導をやるにはど
うするかといふと、これから具体的に
大事なことになるが、たとえば福岡
県でもこういうことをやつておりま
す。今月は十一月ですか、十一月分の
診療報酬請求書を五日までに書き上げ
て、みんな医師会に持つていくわけ
です。そうしますと、五日なら五日で
いのですけれども、五日にそれを持つ
てきたならば、一年に二回か三回は診
療報酬請求書を今度は県の審査委員と
事務員が全部郡市区の医師会に出で
まして、そして持つてきた請求書を本
人を前に置いて見るわけです。そうし
ますと、審査委員は、何郡の何兵衛は
いつもザルプロの注射が多いとか、往
診が多いとかいふことは、あなた方も
御存じの通りちゃんとメモができてい
ます。その請求書を持つてきたとき
に、もう一ぺん見てみると、なるほど
過去二、三カ月の統計から見るとザル
プロの注射が多い、あるいはこの人はど
うも乱診の傾向があるといふときに
は、本人を前に置いて審査委員がこれ
を繰つて、これはどうですかと言つて
聞きながら一々指導していくのです。
そういうやり方を郡市区単位に一年に
二回ずつ——二回でなければ一回でも
よろしい、二回やれば医師はぐつとよ
くなつてしまふ。その場合に医師会を
立ち会わしたらい。これはいいわば型

の変わった監査です。この場合におい
てどうしても納得がいかないならば、
先生、一つカルテを持つてきて下さ
い。そこへ持つてきてもらつたらいい。
い。何の何兵衛のカルテを持つてきて
下さい、そうしますとみんなの前で、
い。ゆるい裁判官の前で言ひの違つ
て、ひびき合せて向き合ひで話を
するのですから、これは私が間違つて
おります、今後私は注意をいたして
改めましょう、こういうことになれ
ば、それで自殺も何もない、これで済
んでしまふ。しかしあなたが再三にわ
たつてこういうことをやるならば、わ
れわれは監査といふものにかけざるを
得ませんよ、こういう忠告だけで直つ
ていくのです。そういう個別指導が行
なれていないのです。三十二年の法
律を通したときには、四十三条の七で
ちゃんとそういうことをわれわれは規
定している。ところがあなた方は指導
を個別指導と集団指導に分けられてい
るけれども、集団指導を形式的にやる
だけで個別指導がやられていない。こ
こに問題がある。個別指導の段階で療
養担当者の団体に責任を持たせるべき
だと思ふ。この人間については今後あ
なた方がいろいろ責任を持つていた
きますよ、しかしそれで責任が持てな
いというならばわれわれの方で処理せ
ざるを得ないといふことになつて、そ
ういふ段階から厚生大臣のいういわ
ゆる弾正、取り締りの行政が出ていく
というなら、やむを得ぬかなという感
じがする。ところがそれをやらすして、
弾正、取り締りの行政がぬつと第一歩
から出ていくところに問題がある。そ
ういふ点、どうですか。そういうよう

にあなた方がやる意思があるかないか
といふことです。
○本華政府委員 毎々申し上げてお
りますように、監査といふことは厚生大
臣に属した権限でございまして、これ
は実行したて参りませんが、しかし、
ふだんの指導を抜きにしておいて、問
違つたものだけを摘発するようになつ
てが決してよくないことは、申し上げ
までもなく私もそう考へておるわけ
であります。ことに最近の事例を見
ますと、この人たちに指導しておつた
ならば、こんな大事に至らずしてとど
まつたであらうと思ふることをひしひ
しと痛感するわけでございします。さ
うな点につきましては、私どものみな
らず、先ほど申し上げましたように、
関係団体の方でも、自分たちも一つそ
の方面に力を入れたといふようなお
話がございまして、私どももほんとう
にお願いをしたいところであるとい
ふことで、先般来その指導、特に個別
的な指導の点を中心にして、どうした
らいいかといふことについて今話をし
ておる段階でございします。御指摘の
ように十分なる人手なり予算がなか
な得られませんでした。従来どうい
う方面の指導が十分でなかつたこと
は、いふまでもないと思ひますが、今後は、ただいまお
話になりましたようなことも十分参
考にいたしまして、関係団体と一日も
早く何らかの成案を得て実施してい
きたい。個別指導が相当徹底して参
れば、監査にかかる件数もうんと減
るだらうと思ひ、また痛ましい事故
は非常に少なくなるのではないかと、私
どももそれだけの期待を持つて進んで
参りたい、かように考へております。

○滝井委員 今の地方の技官が予算の
問題その他でなかなかうまく得にくい
といふことでございしましたが、それな
らばどうすれば簡単にできる。現在監
査の関門といふのはまず第一に審査
委員会の審査から始まるわけですから、
従つて第一次的な指導監査を医師会に
全部やらせてしまふ。その場合の指導
監査主任には、でき得べくんば審査委
員長または審査委員がなるわけです。
そうしてそこに、あなたの方の技官が不
足ならば社会保険出張所の所長、ある
いは県の技官が充てられれば技官、そ
ういふ人が立ち会つておるわけでは
ない。それを何回かやつておるうちに、札
つきの医師といふものは必ず出てく
る。あなた方が全国でおやりになつて
おる厚生省監査の対象になるのは百名
前後でしょう。全国で百名あるなし
じゃありませんか。そのくらのものに
ふるいがかかつてくるのですから、こ
れはわかるわけです。そういうものが
出てくれば、われわれ人間のからだに
自浄作用、みずからを清潔にする作用
があるように、民間団体でもそういう
力があるわけです。そういうものは今
度は医師会の内部で、やはり何と申し
ますか、浄化をしていく運動が必ず起
こる。だからそういう点で、これを刑
罪でやるというよりか、まず第一次的
には道徳的な責任をその医師に持つて
もらひ、こういう形です。そしてそ
れがどうしてもいかなければ、第二次
的に今年度は厚生省の技官がやつて
いく、こういう形をおとりになつたら
いい。私はいふまでもなく、そういう
形をおとりになつて、私はいふまでも
ない。そういう形をおとりになつて、私
はいふまでもなく、そういう形をおとり
になつて、私はいふまでもなく、そう
いふ行政を民間団体に委譲し

てやるのが法律的に可能かどうかという問題になつてくるわけだ。いわばこの法律における四十三条の十の監査権というものは、厚生大臣とか知事にあるわけだから、従つてそういうものを民間のものに委譲することが法律の建前から可能かどうかという問題が出てくるのです。これをどう考えられておるかということが一つ。もう一つは、そういう監査を民間に委譲して行なわれておる例があるかどうかということだ。

○本府政府委員 厚生大臣に所属します権限を民間に委譲する、それだけなればたとえ医師会が指導に乗り出すことができない、私どもはそう狭くは考えていないわけでありませう。医師会というものは、個々のお医者さんの集まつておる会である、そうして医療のそれそれの向上を期待しておるならば、医師会みずからが民間の団体といふにしても、自分の会員についていろいろふりに指導していろいろと指導をされることは差しつかえないのじゃないか。ただしこれを受ける義務があるかどうかは別でございませう。しかしそういう指導というものは、非常にけっこうなことであるならば、大多数の方は謙虚な気持で受けられると思ひますから、それはそれで効果があつていくであらうといふふうに私どもは考えます。それはまたそれでけっこうでございませうが、相なるべくは、役所がまた指導する、医師会もまた別個に指導するといふふうなことでダブルすることも効率的でございませうから、その点はお互いが話し合つていく、厚生大臣の指導というものは行政権に基づく権限でございませう。医師会は

そうではございませうけれども、しかし指導というふうな事柄につきましても、実際のそういうふうな共同作業は私どもでもできる、かように考えております。今日私どもは医師会に指導権を委譲するといふようなことは考えてはおりませうけれども、お互いが日本の医療の改善、向上を願ひ、また医師のそういう間違ひを未然に防止するといふことについては、お互いが協力すべき義務もあるわけではございまして、何れそれに対して拒むあれはないわけでありまして、お互いの共同作業によつて十分実が得られるもの、かように私は考えております。

それから第二の、権限を民間に委譲した例があるかどうかという点は、今ちょっと思ひ当たりますが、これはなんでもございませう、調べましてまた御報告してもよろしくございませう。

○渡井委員 実はいさゝか比較的確力的なニュアンスの強い行政を民間の団体に委譲しているのが、私は農林関係なんかの馬の団体とかいうものにあるのじゃないかとも思ひますが、私も調べておりませう。あなたが調べておればと思ひますが、調べていなければ、一つ調べてもらいたいと思ひます。

そこで、今の第一点の方で、医師会に権限を委譲するつもりはない、こうおつしやいました。私はそこに問題があると思ひます。実は私が福岡県の県議会におるときに、われわれは国民健康保険を地域的に審査しておつたのです。たとえばAならAという市は、Aという市の医者の中から審査委員を出して、その市のものでやつて

おつた。ところが東京都の課長から、今どこに行きましたか、田村二郎君が保険課長になつて福岡県にやつてきたのです。そうして、こういうやり方はいかに、全部一応県に取り上げてしまふのだといつたので、私は出ていって田村君とやり合つて、また元の通りにしたのです。ところが私が今度国会に出たとき、県の方が私が今度国会に出たの間にまた考へ上げてしまつた。そうして今度ブロック別にさせられた。民間団体が指導して、できるだけ自浄作用で善き上げてしまふのです。このんです問題は、だから医師会が自主的に第一次の指導、監査をやらせるといふ私の提案というのは、特にその場合にあなたの方の任命しておる審査委員長が審査委員といふあなたの方の立場に近い人がその主任になつて出てきたらいいんじゃないかといふことなんです。だからあなた方がこれはだめだといふなら、法律を改正したいと思ひます。今度の臨時国会に、監査を第一次的には医者がやつてよろしい、厚生大臣は療養担当者の団体に対して監査権を第一次には委譲する、第二次的には、それが気にならなければ厚生大臣がみずからやることができ、このうに改正をわれわれはやりたいたいと思ひます。あなたの方の答弁で、今の法律でもできますといふことならば、あるいは通牒なんかでそういう便法を講ずることができるといふのなら、それでいいと思ひます。しかしそうでないと、いつまでたつてもよくなりません。権力だけではこういうものはだめです。先般同僚の、今落選してありますが、井堀君が、科学者と法律家の

けんかといふものは科学者の勝ちだと言ひました。私はそうだと思う。法律がいかに網の目を小さくしても、科学者がやろうと思つたらどうにでもできる。それをやらぬようにする良心的なたくさんの科学者を作るというのが行政なんです。そういう点で大臣にお尋ねしたいのですが、私は行政の監査を全部医師会だけでやれとは言ひませう。その中の主任といふものは厚生省が持つてきたものでよろしい。具体的に当たる第一次の指導、監査は主体的に医師会のもに置いていく、そしてつと指導をやる。そういう状態をうしろから厚生省なり県の保険課が見ておつて、悪ければ第二次の指導権といふものは当然あるのですから、出ていってやる。いわば第二次といふものを厚生省が握つておくんだ、最終的な結着点は握つておく。やり方が悪ければその中からピク・アップしてやるということが出来る。こういうクッションを置いて、一気にあなたの方に行かずに、何か医師会の自浄作用といふか、みずから医道を確立しようとする、このうに意欲を起させるために一応権限を譲つてみる、こういう考え方はどうですか。

○渡井委員 大へんけっこうな御意見でございませうが、現在の法律内におきまして、医師会等の協力を得ながら、私どもはこれをあまり峻厳な保険医制度といふものではなくて、いわば一つのやわらかな、あなたの言われるところの検査または取り締まりといふたようなことでなくて、判事的な態度で、将来監査といふものをやわらかくしていきたい、やわらげていきたいと思います、民主的に運営をしていきたいと思います。

かし御意見のよりな第一次段階におきまして委譲するといふことは、よい御意見として一応研究してみたいと思ひます。

○渡井委員 よい御意見として検討していくといふことでございませうが、実は大臣御存じの通り、第二期の監査は十月から三月までで、今監査の花盛りです。至るところで監査が行なわれてゐる。従つてこの問題はやはり早急に結論を出す必要がある。そうしないといふと、あること三度で、また起こります。自殺者が出る。従つて今のような問題を早く打ち出す必要がある。だからあなたの方でやれないとするならば、私たちは法律的に検討してみたい。今の客観情勢から見ても、どうしても自浄作用といふものを起させる必要があるといふ感じが濃厚なんです。厚生省の方で検討するならばある程度の期間は待ちますが、あまりじんぜん日を送るとすれば、われわれとしては法律的に具体的にそういうことを織り込まざるを得ないといふ感じがする。

そこで最後に大臣にお聞きします。今のような情勢でございませうが、この際私の聞くところによりますと、東京都は二、三日のうちに都の監査をやることになつておつたらしいのです。ね。ところが民生局長の意向で埼玉県の事件あるいは宮城県等の事件等が起つたのを契機にして、中止をしたらしい。このままでは監査を強行されるとすれば、おそらく全国的に相当の反響が起つて参ります。私の客観情勢の分析ではそう見ています。同時に太宰さん、それから館林さん、それから技官に対する責任の追及ののろしといふものは、非常な勢いで今上がつてつあ

ります。はつきり申し上げておきます。そういう事態になったら、事態は私は重大だと思つて、そこでこの際厚生大臣は勇断をもつて、現在行なつておられるこの十月から三月の監査をとりやめ中止して、速急に監査の具体的な改善方法を樹立するまでは中止する意思があるかどうかということですね。すでに東京都は中止したのです。

○渡邊國務大臣 これは各府県で適當に、その地方々々の事情によつてやつてゐることだらうと思ひますが、厚生省といふことは先ほど申しました通り、今急にこの監査を中止するといふわけにはいかないわけでありませう。

○滝井委員 今の客観情勢では、行つてもやれませう、それは。私は断言しておきます。やれませう。そしてまたその鈴木さんとか児玉さんとかいろいろ問題の技官が地方に行つたら、それはだめです。そういう状態であつた方が強行されるというなら、これは大問題が起つてくることは確実です。きよらは私はそういう問題を事前に防ぐために言ひわけなんです。そういう事態では、厚生省の技官はだれも行か手がありませう。行つて、強く出たらまたどんなことが起こるか。柔かく出たら今度帰つてきたときにあなた方に怒られるかもしれない。進退きわまつておるといふのが技官の姿だと思ひます。そういう中でどういふことを強行すること自体が問題なんです。だからここで、もはや政治的な判断によつて監査しなければならぬといふところまできてゐるのです。何も三カ月くらい監査を中止したつて日本の医療はつぶれることはありません。だ

からすでに東京都はやめたんです。今からどこにあるかわかりませんが、まだ相当あると思ひます。第二期の監査をあつた方計画されておるはずなんです。そうすると、これは行つた技官がやれませう。強くやつたら反対される、柔かくやつたら帰つてきて怒られる、ということなんです。だから大臣、私はやはりここで、はつきり御言明になる方がよいと思ひます。一つ中止をして、すみやかに具体的な方法を講じて、どういふことでもないとなつたの部下がかわいそうですよ。行つたつてできません。私ここでたいと判を押しておきます。

○本幸政府委員 最近起つてしまつた事故自体は、これは理由のいかんを問はず非常に痛ましいことであることは私も考へておられます。しかしその内容を検討してみますと、私どもは、とにかく参りました技官がはなはだだけしからぬことをやつてつていふ事故を起したといふふうには思つておらないのでございませう。今なくなつた方のことを申し上げるのはなるべく差し控へたいと思ひますけれども、それは一つの監査の対象になるような事例があるの、それについてこちら側でも言つたので、おそらくそういうことについていろいろな事情が伏在してあつた事故になつたのだらうと思ひます。ですからいつて監査を厚生省が中止するといふいわれは私はないと思ひます。その土地々々で各府県が監査いたします分は、各府県がいろいろ事務の繁閑、相手の状態等を相談の上でやつておることでありませうから、それは各府県にまかせておりますが、中央といひましては、この際監査といふもの

のをある一定期間やめてしまひ、こういうことは毛頭考へておらないわけでございます。

○滝井委員 では言つておきますが、あなた方はこれから厚生省の監査をこの県とどこの県とおやりになるのですか、来年の三月まで。それを一つここで言つてみて下さい。

○館林説明員 目下のところ行く範圍につきましては、十二月初旬に四国三県を監査する予定を立てております。

○滝井委員 すつと一月、二月、三月、あるはずでしょう。

○館林説明員 その他はまだ具体的に計画を立てておりません。

○滝井委員 今館林医療課長からお聞きのこと、十二月までにあるのが四国三県だけなんですか。これは一県に五人ずつ行つたつて十五人かそこいらなんです。これを今こゝろ情勢の中で強行されて何の得がありますか。十二月のものを二月か三月に延ばされても、ちよつとも行政に支障はないと思ひます。私は政治はこゝだと思ひます。その感覚があなた方になつたところの問題がある。だからあなた方、今度やつてごらん下さい。これはおそらく四国三県全部拒否が起つてくると思ひます。行つたつて、できなくて帰つてきませんよ。そのときに責任を問ひますか。できなくて帰つてきてわれわれから追及され、あるいは医師会の問題を広げていくよりか、この際思い切つて、一つ今年中止しませう——今年中止するといふても、三県の中だけではありませうか。一県三人ずつであつても九人、多くても十五人でしよ。そのものをやめずに強行

して、一方大だんびらを振りかざしながら、一方手をつないで、非公式、極秘裏に太田さんとだれかと手をつないでやるといふけれども、そんなことをやつてもあれになつてしまふ。ほんとうに非公式に毎回々々やつたつて実を結びませう。この際話し合ひされたとするならば、両方で握手をする、マホメットのやうに、片一方で剣を握り片一方でコーランでは話し合ひになりません。療養担当者あなたの方ではそういう段階ではないでしよ、今の段階では。われわれは一つきよう決議を出しました。私はこの決意を基礎にしてあなたに質問をしていきますが、そういう段階ではない。この段階で日本の医療を前進せしめようとするならば、その結び目を一つ一つほどいていかなければならぬ。私は永山発言のやうなものがあつても、この問題で一つ忍耐をしてやつていきます。私はあなた方にお願ひをしたいと思います。少なくとも十二月までしか行なわれぬならば、十二月までいいと思ひます。そしてこゝろ一、二カ月の間に積極的に話し合ひやないか、こゝろいう形をとることだけの政治性は私はこの際持つてもらつてよいと思ひます。渡邊厚生大臣御存じのやうに、それがよいのです。たつた四国三県だけで、あとの地方のものは地方におまかせするといふのです。まかせられた東京都はやめてしまつたでしよ。東京都はやめておるはずですよ。民生局長のあれで中止しておるはずですよ。聞いてみて下さい。

○館林説明員 東京都は事務の都合で延期したやうであります。

○滝井委員 その通り、事務の都合で延期するといふなかなかよい手を知つておるですよ。一つ厚生省も事務の都合で、十二月のものはしばらく延期しましよ——第一段階は十二月でよい、そうしてあなたの方の厚生省の監査は行かなければならぬといふので、これは非常によいサセシヨンで大臣にしておると思ひます。大臣もよく御存じでありませう。契機といふものは、大きなものろしの上に上がつてはこない、小さな契機をつかまえて大きな契機にアウフヘーベンしていくところに政治力があると思ひます。この点、事務の都合で十二月まで延期する、この際大乗的な見地に立つて日本医師会と話し合ひくらのアドバルーンを上げてみて下さい。

○渡邊國務大臣 十分協議の上、研究いたすことにいたします。

○滝井委員 今の十分協議の上、研究するといふ言葉を信頼をして、きょうはこれで終ります。

○永山委員長 午後二時半まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和三十四年十一月二十一日印刷

昭和三十四年十一月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局